

平成25年6月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成25年6月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成25年6月10日 午前9時1分宣告（第4日）

応召議員 1番 森 正彦 2番 片岡 勝一 3番 松浦 隆起
4番 岡村 統正 5番 坂本 貞雄 6番 中村 卓司
7番 氏原 義幸 8番 松本 正人 9番 永田 耕朗
10番 西村 清勇 11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応召議員 な し

出席議員 1番 森 正彦 2番 片岡 勝一 3番 松浦 隆起
4番 岡村 統正 5番 坂本 貞雄 6番 中村 卓司
7番 氏原 義幸 8番 松本 正人 9番 永田 耕朗
10番 西村 清勇 11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	榎並谷 哲夫	教育次長	岩本 敏彦
副町長	西森 勝仁	産業建設課長	渡辺 公平
教育長	川井 正一	健康福祉課長	下川 芳樹
会計管理者	西森 恵子	町民課長	横山 覚
総務課長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税務課長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議事日程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成25年6月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成25年 6月10日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第1、一般質問を行います。
一般質問は、通告順とします。
3番松浦隆起君の発言を許します。

3番（松浦隆起君）

おはようございます。3番松浦隆起でございます。通告に従いまして、本日も3点質問させていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、1点目に、高齢者肺炎球菌ワクチンへの公費助成について、お伺いをいたします。

成人用の肺炎球菌ワクチン接種の高齢者への公費助成の取り組みにつきましては、今までに2度、平成24年の6月と21年の12月定例会におきまして、質問をさせていただいております。

平成20年6月定例会での質問に対します町長の御答弁は、「認知度が低いということよりも、なお先の不安が大きいというふうに認識をしている」と。「国、保険で適用できる方向に行ってもらいたい」というものでございました。

この当時、平成20年2月時点では、公費助成を実施をしている自治体数は全国で66と、まだまだ少ないものでありました。また、任意による予防接種であるために、副反応等に対する対処についての不安もあるということが、こういった答弁になっていたというふうに思われます。

その時点では、県も余り前向きではなかったのではないかとというに思っております。しかし、それからこの5年間で、全国の状況は大きく変わっております。昨年2月の時点で、公費助成を実施をしている自治体は、660自治体を数え、全国の自治体数の約3分の1強を数えるほどになっております。

県内におきましても、現時点で、34市町村中の12市町村が、公費助成を実施をしております。この中に本町が入っていないことが、非常に悲しい思いをしているわけですが、平成20年の時点では、今実施をしている自治体も、本町も、当時は同じ状況であったというふうに思います。

しかし、その判断が分かれた理由は何か、少し厳しい言い方になるかも知れませんが、やはり町民の命を守るというその自治体の覚悟、そういったものが、少し足りなかったのではないかというふうに感じております。この議場におきまして、私のこういった質問に対しまして、何度か聞かれた御答弁は、国や県の動向を見てというものが多くありました。

しかし、先ほど紹介しましたように、そういった考え方には立たず、自治体独自の施策として、公費助成を行った自治体が数多くあるということも、一つの現実であります。今、町民の方から求められている自治体像というのは、まさにそういった、自分たちで考えて動くそういう自治体ではないかというふうに思います。

そういった経過を踏まえて、今回、肺炎球菌ワクチンの高齢者への公費助成について、3度目の質問をいたしますが、今回のこの対応で、本町が独自性を持ってやろうとしているのか、そうでないのか、そういったことが見えてくるのではないかというふうに私自身は思っております。

それでは、具体的な内容に入らせていただきます。高知県は、2013年度、本年度から、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種を促進をするため、接種費用の一部を独自に補助する事業を、県内全域でスタートをしております。このワクチン接種促進事業は、県内の70歳から74歳の高齢者の方を対象に、1人当たり3,000円の定額で、実施主体となる市町村に補助金を支給するものでありまして、本町におきましても、当初予算に計上されております。本町での対象者は、3月定例会では919名だというふうにお聞きをしております。

今回、県の事業が行われる発端は、県議会において、「県内での接種格差をなくすためにも、全県的に実施を」という提案があったようでありまして、それを受けて、尾崎知事が「県独自の一定の後押しをするような施策を」という考えから、今回の事業が決定をされたと聞いております。

今申し上げましたように、今回の県の事業は、公費助成を今まで行っている自治体と行っていない自治体の格差是正、そういう意味が大きくあるのではないかと。そういった観点からみれば、公費助成を行っていない自治体は、このタイミングで、今度は自治体の独自性をしっかり示す必要があるというふうに私は思います。

その意味から言っても、助成の対象と今なっていない75歳以上

の高齢者の方に、こういった手当をしていくのか、が重要であります。願わくは、3月定例会におきまして、この当初予算の段階で、そういった予算計上なり提案があってもらいたかったというのが、少なかったことが残念な気持ちというのが正直なところでありますが、そこで、県内ほかの自治体は、この事業についてこういった取り組みをしているのか、調べてみました。

県が実施をしました今回の事業への実施意向アンケートを見ますと、県の事業を利用するとしている自治体は、19ありました。その中で、まず、県からの助成金3,000円のみ助成を行う自治体は、本町も含めて7つあります。そして県が示した70歳から74歳という対象年齢のまま実施をする自治体は、本町を含めて19の中で3つしかありません。それ以外の自治体は、65歳以上でありますとか、70歳以上などとしておりまして、年齢の上限は定めておりません。また、助成金額も、県からくるものをそのまま実施するのではなく、県に上乗せをして助成をしている自治体が11ございます。

これを見ても、少し言い方はきつくなるかも知れませんが、県が実施をする事業をただそのまま行うのか、しっかりと独自性を持って町の考え方をいれて町の事業として行うのか、そこに、自治体の姿勢が見えるというふうに思います。

特に、年齢制限におきましては、本来、高齢者の方は、高齢になればなるほど、肺炎を発症すれば、重症化しやすいというふうに言われております。それを考えれば、74歳で区切りをつけて、それ以上の高齢者の方には何の手当もないというのは、私は行政のあり方としては少し疑問符がつくというふうに思います。

先ほども申し上げましたが、尾崎知事により県が、いわば、これまで全く助成を行っていない自治体に対して、一定の後押しをしている、そういう意味があると思います。そして多くの自治体は、それに応えて、独自の助成を上乗せをしております。そういった意味から言えば、町民の健康や命に対しての、自治体佐川町のアイデンティティー、そういうものが私は問われていると言っても過言ではないと思います。

ぜひ、75歳以上の高齢者の方について、町独自の助成を行っていくべきだというふうに思いますので、この点について、町長と担当課長のお考えをお伺いをいたします。

町長（榎並谷哲夫君）

おはようございます。松浦議員さんの御質問にお答えいたします。先ほど来お話がありますように、高齢者へ向けての予防接種、このことにつきましては、この議会でもずいぶんと御議論をいただきまして、そして、そうした世の中の流れが、先ほど来ありますように、尾崎知事のそうした独自の助成へ移行したというに思っております。このことにつきましては、町としては対応が若干遅れておるとおしかりも受けております。

今、お話のありましたように、高齢者、特に後期高齢者につきましては、これ医療の現場からも隔離をされたというような状況でございまして、大変弱い立場にあるということ、私自身がそういうことにあるということは除外しても、やはり今、松浦議員のおっしゃられたとおり、これは早急に検討して、できたら9月議会の補正でも、予算が必要なら議会にも相談をしてもらいたいというに考えております。以上です。

健康福祉課長（下川芳樹君）

1番松浦議員の御質問にお答えいたします。議員が先ほど申されたように、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、平成25年度より70歳から74歳までの919名を対象に実施をする計画で事業を進めております。

先ほど町長が申しましたように、75歳以上の方についても、あわせてワクチンの接種の公平性とか感染予防の観点から、10月にインフルエンザと同じ時期にですね、あわせてこの事業を進めていきたいと検討しておりますので、その時期に合わせて実施をしたいというふうに考えております。

今後は、具体的な高齢者のニーズとかですね、それからその他の要望等についても意見を伺いながら、十分に精査をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

3番（松浦隆起君）

早速、対応をしていただけるようで、ありがとうございます。例えば、この高齢者の方が肺炎等に罹患をして、そして重症化をする。また入院をするとなると当然その医療費等がかかってくるわけで、そういうことを考えれば価値のある予算措置ということになるというふうに思いますので、ぜひ、10月スタートに向けて、これは高齢者の方が、元気に暮らしていただけることにつながる重要になるというふうに思いますし、私も、お一人、お二人から75歳以上

の方から、私たちは受けられないんですかというお声もお聞きをしておりましたので、今、町長、課長から御答弁いただきましたので、10月スタートしていただけるように、重ねてお願いを申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

きょうは3つ質問をいたしますが、3つとも全て健康福祉化の課長ばかりで申しわけないんですが。続いては、介護マークの導入についてお伺いをいたします。

今、日本は加速度的に、超高齢化社会へと突入をしております、本町においても例外ではございません。65歳以上の方が占める割合は、本町の町民の方の約3分の1を占めておまして、その割合はますます増えていっているというのが現状だと思います。

そういった中で、高齢者の方が安心して暮らせるまちづくりは、重要な取り組みの1つと言えます。その取り組みの柱とも言えるものの一つが介護でございます。介護は、高齢者の方だけではなくて、障害をお持ちの方、認知症の方、さまざまおられるわけです。

その介護は、大きく分ければ施設での介護と在宅での介護に分けられるというに思います。

本日は、その中でも、在宅の介護についてお伺いをしたいというふうに思っております。今からお聞きをいたします介護マークの導入は、在宅で介護される人、そしてする人が安心して暮らせるまちづくり、そのための行政サービスの一つだというふうに考えております。

この介護マークは、もともとは静岡県で発案をされたものでありまして、静岡県のホームページにこの介護マークを作成をしたきっかけが載っておりました。その中から紹介をさせていただきますと、平成21年7月に行った静岡県主催の認知症介護家族者との意見交換会等で、介護家族から「認知症の人の介護は、外見では介護していることがわかりにくいために、誤解や偏見を持たれて困っています」と。介護中であることを表示するマークを作成してほしいという要望が寄せられました。こうした要望に応じて、全国初となる介護マークを作成したというふうにホームページ上では書いてありました。

この、静岡県が作成をした介護マークは、反響を呼びまして、平成23年12月13日に、厚生労働省が各県を通して、全国の自治体

へ介護マークの取り組みを呼びかけております。ですから、本町にもその通達は来ているのではないかなというふうには思いますが、その後、全国のさまざまな自治体において導入が進められております。

そこで、この介護マークというものはどういったものかということをお話しいたすと、介護していることを周囲に知ってもらいたいとき、それから外出時のトイレなど介護者が付き添うとき、男性介護者が女性用の下着を購入するとき、その逆もありますけれども、そういったときなどに、首から下げて使用して介護中であることを周囲に理解をしてもらうというものであります。

その掲げるカードというのは、ちょっとプリントアウトしましたが、こういう介護中というものです。ぶら下げるのは、この大きさじゃないですよ。こう小さいやつですけどね。それを、こういう形で、これぐらいの大きさのものを、プレートのそういう名刺のプレートに入れて、首から下げるといふふうを使用するということでもあります。実施をしている多くの自治体では、本町でいうところの、いわゆる健康福祉課、それから地域包括支援センター、そういうところで希望者に無料で配付をしているということでもあります。

私も、昨年、少しの間だけでしたけども、少し似たような経験をいたしました。やはり、男性が女性のを購入するというのは、抵抗がありますし、買い物するときには少し周りの目も気になります。特に、日常的に在宅介護において、そういったことの機会が多くなる家族などの介護者は、心理的負担も大きいものがあると思います。介護を必要としている方も大変ですけれども、同じように介護する側の御苦労も大きなものがあります。

そういった中で、少しでもそういった心の負担というものを軽減をするということが大切ではないかと思えます。その意味からも、この介護マークは、そのようなときに介護者がここへつけることで、周囲に理解をしてもらって、負担を少しでも軽減することが目的であります。そして、介護される人、する人だけではなくて、その周りの人や社会全体で支え合う、そういった環境づくりの一つになるのではないかというにも思えます。

これは、今見ていただいたように、多くの予算がかかるものではありませんので、また厚労省からの通達もあると思えますので、ぜひ早急に検討していただいて導入をしていただきたいと思います。

ります。

こういった、予算的にはほんとに小さなことかも知れませんが、細やかな配慮も行政サービスにとっては、大事な取り組みの一つだというふうに思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。この点について、御答弁をお願いをいたします。

健康福祉課長（下川芳樹君）

答弁をいたします。介護マークの普及につきましては、先ほど松浦議員のおっしゃったとおり 23 年の 12 月 13 日付事務連絡で、静岡県における介護マークの策定と県内の取り組みが紹介されるとともに、同県から国のほうへ、この取り組みの全国的な普及を図ってほしいというふうな要望書の提出を受けて、厚生労働大臣政務官より介護マークについての周知を図っていきたいというふうな全国的な取り組みが進んでおります。

その後、本年 5 月 22 日現在で、県全体での取り組みを行っている県は、6 県。これらを含めた全国 311 市町村において、介護マークの作成、配付を実施し、43 市町村では、取り組む予定で検討を進めている状況です。

しかしながら、全国での実施割合は、取り組み予定市町村を含めましても、20.3%、人口割合で 29.6 と。3 割弱と認知度が低い状況が続いております。特に、四国内での実施は、皆無の状況にあります。

介護マークの普及で重要なことは、マークをつけている人が介護者であり、周りの人たちから誤解や偏見を持たれないように、介護中であることを周囲の皆さんに理解をしていただくことが最大の目的であります。

町におきましても、希望する介護者に、早期に配付するよう準備を進めてまいります。佐川町のみ取り組みでは、介護者の活動エリアとしては、十分ではないというふうにも考えられます。近隣の市町村など巻き込んだ普及に努めることが重要であり、またそのためには、県とか近隣市町村に対して、介護者に関する情報、意見交換を進めながら、共通の課題として普及していく努力をしていきたいなあと考えております。以上です。

3 番（松浦隆起君）

そうしましたら、本町では、早速取り組んでいただけるということで、ぜひ、そこが火種となって、燎原の火のように広がっていく

ように、私もいろんなところで努力をしたいと思いますが、やはりそういう小さなことでありますけれども、いわゆる佐川町は文教のまちというふうに言われております。その文教の文という、文化というのは、決してその文学でありますとか、社会的に皆さんが認識をしている文化だけではなくて、やはり心の持ち方、優しさ、そういうものも文化だというふうに思いますので、佐川町が、いち早くそういったことに取り組んでいただいて、それが県内に広がっていくというのは、非常に素晴らしいことだというように思いますので、ぜひ、よろしく願いをいたします。

それでは、3点目の質問に移ります。1点目、2点目と非常に前向きに御答弁いただきましたので、スムーズに進んでおりまして、3点目は少し、そうはいかないかもわかりませんが。少子化対策の一環として、不妊症、不育症の治療費に対しての公費助成の取り組みについて、お伺いをいたします。

この御質問につきましては、昨年3月定例会におきましても、お伺いをさせていただいておりますが、この取り組みは、非常に重要な取り組みであるという認識を私は持っております。ですから、再度質問をさせて今回いただきます。

この6月5日に厚生労働省より、2012年の人口動態統計が公表されました。それによりますと、出生率は14.1%と0.02ポイント上昇いたしました。ただ、生まれた赤ちゃんの数は、前年より1万3,705人減の103万7,101人となっております。統計を取り始めた明治32年以降、最少となったようであります。

この数字を見ましても、出生率は上昇しているとはいえ、少子化は依然として続いていると言えると思います。その意味から、この少子化対策は、最重要施策であることは間違いありませんし、最優先課題に位置づけて取り組んでいかなければならない、と。その1丁目1番地というに私は考えておりますが、それが、本日お聞きをいたします内容であるというに、私は思っております。そういった認識があらわれるかどうか、そういった点も含めてお聞かせをいただければと思います。

そういった意味から、本日は、不妊症と不育症についての具体的な内容、助成の金額でありますとか、そういったことについては前回質問の折にお話しをさせていただいておりますので、省かせていただきます。少子化対策の本質等も含めて、そういった認識の点

をお伺いをできればというに思っております。

まず、本年度の予算編成方針の柱の一つに、昨年度に引き続き少子化対策というのを挙げられております。そこでまずお伺いをいたしますが、少子化対策の目的は、端的に言って、何だというにお考えでしょうか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。これは、端的に申し上げるといえるのは、非常に難しゅうございますけれども、これはもう非常に多岐にわたることじゃないかなあと。一つ一つが100%効果があるというには私は考えておりませんが、この場でも議論をさせていただいて、少子化対策、佐川町として何ができるか、地元として、地域の自治体として何ができるかということも議論をさせていただきながら、一つは小学6年までの医療費の援助ということ、そして、若者の定住対策としては住宅への補助、そういったものを自分たちでできる、いわゆる手幅にかなったことからやっていこうということで、これは議会の皆様にも御協力をいただいておりますところでございます。

そのときに議論を申し上げたのは、これはやはり、一自治体ももちろんですけども、やっぱり国として、どのような方向に取り上げるかと、これは一番大事なことじゃないかということをお話し申し上げました。

今でも、国は大臣まで置きまして、いろんな施策を打ち上げてきておりますけれども、これといった特効薬はなく、だんだん少子化も、より以上に進んで来たと。今松浦議員のおっしゃられたとおり数字的にも、もう史上最悪だということになっておりまして、しかしながら、これで自然にそうなるから仕方ないじゃなくて、じゃあ何がやっぱり効果的かということをお考えなければならないと。

それは一つ一つは、効果が目に見えたものがあるかないかは別にいたしまして、一つ一つ我々にできること、そして国がどのような方向にいくかということも、これをきちっとやっぱり検証しながら対応していかなければならないというに思っております。

そうした中で、先ほどの議論の中でもございましたように、25年度の予算についても徹々たるもんかもわかりませんが、予算の計上させていただきながら、我々ができることは、今これだと。これくらいしかできないというふうなことで、これはいろいろな形で、県なり国なりのほうにも働きかけをしなければなりませんけど

も、私は、もう常に根本的には、やっぱり国の施策だというふうに考えております。以上です。

3 番（松浦隆起君）

ちょっと質問の趣旨が広く捉えられているようで、ちょっと勘違いされているんじゃないかと思いますが。

私がお聞きをしたのは、少子化対策の目的ですね。今、町長が御答弁いただいたのは、どういった対策をとられているかというふうな話だと思うんですけども。私のほうからお答えをしますが、少子化対策の目的を端的にという、お聞きをしました。少子化対策の目的ですよね。対策ではなくて、目的は、一言で言えば、単純明快に言えば、全部そぎ落として言えば、子供を増やすことです。ですよ。

その、子供を増やすために、ありとあらゆる手だて、それは今、町長が御答弁いただいたことだと思いますが、そのありとあらゆる手だてを行うことが少子化対策であります。で、少し前回質問した折の執行部のまとまった御意見だと思いますので、その御答弁を引きながら少しお話しをしたいと思いますが。

前回、こういった御答弁をいただいております。「不妊治療を実際に受けたり、また必要としている町民の皆さんが一定数おられることは、ある程度把握をしております」と。「少子化の一環として不妊治療費の助成に加え、不育治療等の助成も行っている自治体も見られますが、現存の事業も含め、さまざまな少子化対策事業が見られる中で、不妊治療費の助成を実施する考えは、今のところございません」と。「今後は、不妊治療助成に対する社会的なニーズの高まり、県内の市町村の全体的な動きなどを勘案しながら、必要に応じて検討していく考えでございます」と。

この御答弁をいただいて、私、そのときに非常に違和感と、それから落胆をいたしました。先ほど申し上げましたが、この少子化対策の目的は、子供を増やすことです。高齢化社会となっていく中で、社会を支える、地域を支える、ひいては佐川町を将来支える、そういう人たちを育てていく、それが目的だというふうに思います。

ですから、町長が言われたように、それは国がやることだ、県がやることだ、となると、町の将来を国、県に全く委ねているということに、私は、なると思います。そうではない自治体が、全国に数多くあるわけです。ですから、ぜひ私は、そこを見てもらいたいと

いうことを何度もお願いをしております。

この少子化対策の目的、子供を増やすことだというふうに先ほど申し上げましたが、私が、今取り上げておりますこの不妊症や不育症治療、日高でも今年度からこの不育症治療の助成を、補助を始めしております。これは、言うまでもなく、子供を産むことに直接つながる支援であります。

先ほど紹介した答弁の中で、さまざまな少子化事業、今、町長もいろいろ言っていたいただきましたが、それが見られる中でというふうに御答弁いただいておりますが、私に言わせたら、この支援をせずして、ほかに優先する支援が何があるのか、というふうに私は思います。

さまざまな少子化事業の、これは一番の頭にくる、トップにくる取り組みだと思います。少子化対策を進めるための支援というのは、例えば、その一つとして子育て支援というのがあるわけですね。子育て支援を見ても、子供を、今町長から御答弁いただいた内容もお聞きをしてもわかると思いますが。子供を産んで育てやすい環境をつくる、いわば、子供が生まれた後の支援というのがほとんどであります。言い方を変えれば、子供がいて成り立つ支援ばかり、今ほとんどやってます、佐川町は。まず、その子供を産む環境をつくる、そのことが必要だというふうに私は、何度かお話しをさせていただいているわけでありまして、それが最優先ではないかと。まして、不妊症の治療を必要としている人がいることを把握をしている、その状況であるのに、それに対して支援を行わずに、少子化対策を行っているというふうに私は言えないというふうに思っております。

また、不妊治療助成に対する社会的なニーズの高まりやほかの市町村の動きを見てということも前回言われましたが、しかし、この不妊治療に取り組んでる方の身体的負担、それからさまざまな悩み、そういったことを考えるときに、こういった取り組みに対して社会的ニーズという言葉は、私は、ふさわしくないというふうに思います。

こういった取り組み、性格の支援は、社会的ニーズの高まりを待ってするものではなくて、佐川町独自の、我が町の20年後、30年後、50年後の人口をどうするのか、そこから考えるべきだというふうに思います。

ほかの市町村がどうであろうと、国、県がどうであろうと、我が

町の子供たちを増やす取り組みは、我が町でしっかりと行くと。我が町を担うために町長がいて、各行政の課長さんがいらっしゃるわけで、国全部に任せるのなら、その方はいらないということに極論で言えば、私はなると思うんです。じゃないから、町長がおり、担当課長がおられるわけで、その責任を感じていただいて検討いただければというふうに思います。

そういった意味から、この不妊症と不育症の治療費への公費助成というのを、私はぜひ取り組んでいただきたいと思います。3月の定例会でも紹介をいたしました。私の身近にもそういった方がおられると。どうになりましたかということで聞かれてですね、議会後、ちょっとショックを受けておりました。いわゆるこういう形の答弁でしたということ。

やはり、その予算編成方針の柱に少子化対策というのを掲げるのであれば、私は、一度しっかりと検討すると、取り組むために。そういう姿勢が私は必要だと思います。不妊症治療へ町独自の助成というのをやることは、今、子供が欲しくて懸命に努力をしておられる御夫婦、先ほど、今紹介した方たちもそうですが、そういった方たちに、励ましの風を送ることもつながるわけです。町も応援してくれてる、と。

子供を増やす対策をとると公言をしてるわけですね、町は。少子化対策の柱ですから。で、子供が欲しくて頑張ってる方を支援することというのは、これは自然な流れだと思うんですよ。子供を増やしますよ、と。そのための対策とりますよ、と言ってる町が、子供を欲しくて努力してる方を応援することは、これは自然な流れだと思います。

また一方、不育症、日高が始まりましたが、この不育症につきましても、前回言いましたが、厚労省が、「2回連続した流産・死産というのがあれば、これは不育症と診断する」というに定義をしておりますが、ただこれは、病院の先生も含めて認知度がまだまだ低く、治療に至ってないケースも多くあると言われております。

その意味から、助成制度を実施することで、不育症そのものの周知にもつながると思いますし、また、できれば、町広報等でもこの不育症というものは、どういったものか、そういったこともぜひ広報等でも知らせていただければというふうに思います。この点について、再度御答弁をいただきたいと思いますというふうに思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。先ほど、質問に対して的確にお答えができなかったことについて、御指摘いただきました。これは、私の、質問の取り違えということで御容赦を願いたいと思います。

少子化対策につきまして、基本的な線につきましては、松浦議員も御理解をいただいておりますというに思っております。私が申し上げた国、県に全部依存するじゃなくて、この不妊治療、不妊症、症というのは病気ですから、これはできたら国も挙げて、少子化対策取り組む中で、まずは、やっぱり保険適用になれば、一番やっぱり公平にいくんじゃないかということを私は考えておりました、このことを国、県というふうに申し上げたところでございます。

そこで、先ほど来、松浦議員がおっしゃられた不妊治療、大変、今、少子化の中で、やはり環境の変化か、そうした不妊症、いわゆる子供が欲しくてもできないというのを、私たちもいろいろ聞いております。そうした状況が増えつつあるということも認識をしておりますながら、町として対応ができてなかったことについての御批判かと思っておりますけども、基本的に私は、そういうに考えております。

ただ、これから、やはり国、県を動かす方向としては、やはり弱小の財政力の弱いところでもやっぱり少子化対策は、こういうな取り組みをしておるということを、やっぱりアピールすることによって国を動かす場合も、これはありかなあということございまして、これは、質問いただいてから、庁内でも議論をしておりました、町としてどういふ、この不妊症治療に町単独のどのような形で援助ができるか、早急に検討をしてみたいと、検討することは、実施できる方向で検討してみたいと。

ただ、内容につきましては、まだ中で、いろいろな形で検討さしていただいて、詰めさしていただくということになりますけども、ぜひ、このことにつきましては、議会の御理解もいただきながら、取り組んでみたいというに考えております。

3番（松浦隆起君）

わかりました。例えて言えば、今、国等を動かすということで話もありましたが、それに向けて、我が町としても取り組む方向で検討していきたいという御答弁だったですかね。

先ほどの、一番最初の質問の肺炎球菌ワクチンの点も、いわば、定期接種化は、国としてはまだ検討が、してるけどもなかなか難し

い状況であると。そういった中で、県が独自の考え方で、県として助成をしようとする。それはなぜ、そう至ったかというところ、国、県がやらなければならないけれども我が町の住民の方の命を守る取り組みとして、それぞれの自治体が独自で助成を行っている自治体が、先ほども言いましたように、全国で3分の1を越える数になってきたと。これはやらなければならないということで、県としては動き始めたということでございますので、同じく、この取り組みも、町長が言われる国が取り組むということもわかります。ただ、そうでない状況の中で、各自治体がどうするかということだと思いますので、ぜひ、町長の、今、御答弁いただきましたので、実施の方向に向けてしっかりと検討していただきたいと思います。

この子供を産み、育てるということは、これは個人の選択の問題でありますけれども、ただ、その産み、育てる、先ほども言いましたように、その意思がありながら、なかなか、さまざまな阻害要因があると。そのときに、それを排除する役割を行政が果たすということも大事なことだと思いますので、この少子化対策は、先ほども申し上げましたが、高齢化社会をしっかりと支えていく、そういった側面もある重要な取り組みでありますので、今、御答弁いただきましたその重要性も認識をしていただいているようでございますので、心強く感じましたので、ぜひ、1日も早く実施をしていただけるようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、3番松浦隆起君の一般質問を終わります。

引き続き、1番森正彦君の発言を許します。

1番（森正彦君）

おはようございます。1番議員の森でございます。通告に従って、質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問は、去年の12月から町が開催した町政懇談会について、お聞きしたいと思います。

この懇談会の内容の報告については、広報さかわに掲載されております。懇談会では、町民の皆様からそれぞれの思いで、意見、要望、提言をいただいております。この懇談会の結果をですね、総括し、その民意をどう受けとめたか、今後どう生かすかと考えているか、またですね、開催時期が去年の12月から

で、最後はことしの3月であったというふうに捉えておるわけですが、これでは政策的な提言があっても、次年度の政策に生かせないのではないかという疑問が湧いてくるわけでございます。この懇談会、どういう姿勢で開催したのか、この2点をお聞きしたいと思います。町長、よろしくお願いします。

町長（榎並谷哲夫君）

森議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。住民懇談会につきましては、御承知のとおり、昨年12月からこの3月、年度24年度末で、一応佐川の5地区を終わらせていただきました。

この懇談会の開催の目的等につきましては、この議場でも議論をいただきまして、やはり町を動かしていく町の行政を動かしていく中には住民の声をよく聞くべきだというような多くの御意見も賜りまして、じかに行政が地元へ出向いて行って、住民の皆さん方が、今、自分たちの町をどうしたらええか、どうしてもらいたいのか、そういうことをじかに声を聞くというふうな目的で、初めてでございますけれども、実施をさせていただきました。

結果として、数多くの御意見を賜ったわけでございますけれども、やはり身近な道路の問題だとか、そして水の問題、そして健康の問題、数多くの問題が出ましたけれども、やはり、私たちがこの議場で議論をしておるような内容が大体多かったかなあというに思っております。

そうした中で、1つは、例えば、大きな問題として提言いただきましたのは、中学校、これは黒岩中学校、尾川中学校、これの統合の問題、これの御意見も出たことが印象でございました。そしてもう1つ。南海地震のくる中で避難所の問題、あるいは各地区にある集会所、これが大変老朽化してございまして、大変私どもも頭を痛めておりますけれども、これの改修の問題等、そうした我々がこれから取り組んで行かなければならない問題も含めて、住民の方々も同じような御意見を持っておるなあというふうに考えております。

ただ、2つ目でございますけれども、開催時期がどうだったかという話でございますけれども、これは、初めてでございまして、準備等もございまして若干遅れましたけれども、本来ならば、年度当初から始めたほうがよかったかなあというに思いがいたしますけれども。

ただ、年度当初には、御案内のように部落長会、これは自治会に名称が変わりましたが、自治会の会長さん、これ106名集まっ

ていただきまして、これはまあ地区の代表でございまして、そうしたことで、25年度を含めて、町の行政の方向を説明して、これは例年どおり説明してまいっております。

その中で予算的なこと、あるいは御要望等もお伺いしながら、町の行政へ反映さしていくというようなこともやっております、そうしたことを考えたときに、これから住民懇談会をどのような方向でやっていったらいいかと、それから若干、これは私どもPRの不足かもわかりませんが、各地区とも出席者がそんなに多くなかったかなあという感じも受けました。このことも踏まえて、これからこの住民懇談会をどのような方向でやっていったらええかということも真剣に考えなければならぬんじゃないかというように思っております。

ただ、その中で、議員の皆さんも議員懇談会ということで、当初は自治会長さんを全部集めて……なられて、それからその地区へ回られたというふうに伺っております、その内容については詳細には伺っておりませんが、多分、そんなに住民の方々の御意見が大きく変わるものじゃないかなあというように思っております。

もう身近な問題がたくさんあるという認識をいたしております、そういう声を、これから行政にどう生かしていくかというのが、今後の課題じゃないかなというに、住民懇談会を通じて感じたところでございます。以上でございます。

1 番（森正彦君）

先ほど、開催時期のことに関しましては、部落長会でも意見を聞いておるといってお答えがございましたが、議会のほうも1回、部落長さんに集まっていたいただいて御意見をお聞かせいただいたと。そして、各地区へ出向いて、直接住民の皆さんのお声を聞かしていただいたと。部落長は部落長で、必ずしも部落長が皆さんの意見を拾って回っておれない事情もあるかと思えます。

そういう意味からも、部落長さんの御意見は部落長さんの御意見としてお聞きすると。それから住民の意見を皆さんにお聞きすると。それを次年度へ、できるだけ早い時期に政策に反映していくと、そういう、するほうがいいのではないかというふうに私は思うわけでございます。

先ほども、議会のほうが懇談会をやったということも町長さんもおっしゃってましたが、我々も、その中で直接町民の皆様に、議会

あるいは町政への御意見をお聞きしました。やっぱり開催してみるとですね、やはり気がついてないところもあったというふうに思っておるわけでございます。開催してよかったなあというふうにも、私も思っておるわけでございますが。気がついてないところ、それから町民との目線の差というようなことも感じたりもいたしたわけです。気づいてないというところと同じなんです。それとか、今後こういうことを実施してはという提案もしていただきました。ほかにもですね、表にはあらわれていない隠れた民意というようなこともくみ取れたというふうにも思っておるわけでございます。

恐らく、町政懇談会もよい催しだったのではないかと思っておるわけでございますが。この懇談会開催しまして、次の開催については、どう考えているのか。それから、議会の懇談会でもそうでしたが、先ほど参加者が少ないということをおっしゃられてましたが、その参加者に、若い人、あるいは現役世代、また女性が少ない、このことについて、どのように考えているか。

次回の開催、それから参加者に若い人、現役世代、女性が少ない、このことについて、どう捉えているのか、この2点をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

町長（榎並谷哲夫君）

これは、こういう住民懇談会というのは、多分各地域でやられておると思いますけども、大体のやっぱり様相がこういうもんじゃないかなあというふうに思っております。

1つは、若い人たちが、何でかと。これはやっぱり、お年寄り、高齢の方が暇じゃという意味ではないですけども、やはり若い人たちは、やっぱりまだ自分たちの生活がある。そして夜とはいえ、またあしたへの、というそういう参加したくてもやっぱり、若干いろいろな事情でできない場合があるかなあというふうに思ってます。

そしてもう1つは、やっぱりこれは私たち大人の責任かもわかりませんが、政治へのやっぱり参加が非常にやっぱり投票率を見ても、だんだんとやっぱり関心が薄くなってきたかなあというようなこと、そうした要因が、これがいいか悪いかは別にしまして、なかなかこれ引っ張り出して、「さあ、お前たち、これから若い人たちがやっぱり担うていかないかん。住民懇談会も出て来て、議論をせえ」というふうに強制しても、なかなかやっぱり今の世代の皆さんの考え方というのは、なかなか難しいんじゃないかなあ

ということですが、

ただ、今回、初めての経験でございますから、先ほど申し上げましたように、今後、これを、こういうことを踏まえて、どのような方向で住民懇談会を開催していったらええか、次の開催をしていったらええかということは、やっぱりこれは議会の皆さんもやられておりますから、いろいろ意見をいただきながら、取り組んでいったらどうかなあというふうな思いはいたします。

その中で一度、どっかの、佐川の会長じゃったか、斗賀野やったか思いますけども、要は、懇談会のあり方、これはやっぱりこんなことでいいか、そういうきついお話もいただきました。これはやっぱりPRも足らんというようなこともいただきまして、そういったことも踏まえて、今後住民懇談会を開催するとすればやっぱり、もう少し幅広い層で参加していただけるような形がいいかなあというように思っております。

どこの地区へ行きますとも、大体お話は、そんなに、例えば30人参加していただいても、30人が、皆さんが発言するわけじゃなくて、やっぱり発言も時間のこともあるとは思いますが、割に限られた人が質問するというような内容、そうしたことを経験させていただきまして、こういった点も踏まえて、やっぱり住民懇談会今後どのような方向でやったらいいかというちょっと悩めるところでございますけども、その経験を踏まえて、これから検討していったらええかなあというように思っております。以上です。

1 番（森正彦君）

参加者が少ない、その中に若い人、現役世代、女性の参加者が少ない、このことについては、どうなのでしょう。町政に関心が薄いのか、あるいはもう言うたち変わりゃせんという諦めみたいなのを聞いたりもするわけでございます。

あるいは、信頼して任してくれているのかもしれないと。来ない人の中には、そういう人もおるかもしれないと。いずれにせよ、私たちは、町民の付託に応える町政をしていかなければならないと。町政懇談会のことを考えてみますとですね、町政の、民意の吸収のあり方、これについても議論すべきではないかとも思ったわけでございます。

佐川町ではですね、先般、第二次佐川町福祉計画と福祉活動計画が策定されたわけでございます。この計画は、1年ぐらいかけて、

5 地区で地区住民との座談会を開いて意見を吸収して、さらにそれを作業部会、作業部会という部会をつくっておきまして、そこで検討してまとめて、そして策定委員会で審議してでき上がるという過程を踏んだわけでございます。

その中にはですね、若い人や現役世代、女性も多く参加しておったわけでございます。これは計画策定であったわけですが、ほかにもですね、高北病院の耐震化工事でもそういう大きな事業をするときには、地区座談会を開いておりますし、このことによって、やっぱり町民の承認、信頼を得られたということも、私は感じておるわけでございますし、またほかにもパブリックコメントの手法もあります。

町民の意見をよく聞くと。聞いて政策に反映していくと。突然、突然ではないですが、思いつきとかひらめきでやるとですね、失敗や非効率な事業となってするわけでございますので、やはり町民、民意に添った町政をします。それには、民意の吸収の手法、さまざまな方法があると思いますので、これをよく整理して実施をしていけば、よい町政運営が可能になると思います。民意の吸収方法についてです、どのように、町長思われるでしょうか。

町長（榎並谷哲夫君）

当然、今の民主主義の社会ですから、これはやっぱり住民の意思、それを生かした行政、あるいは国民側でいけば国政であるべきというふうに、基本的には思っております。

それが、今の日本の戦後の社会の中では、いわゆる代議院制ということで、民意をそこから吸い上げてそれを行政に反映していくと、これがまあ私は基本姿勢かなというふうに思っております。

今、住民懇談会の中で、いろいろな、さまざまな御意見、これはもう当然参考にしていくべきでございますけども、私は、この議会で議論をしていく、そして執行部としていろいろな案を立案しながら、それを提供して議論をしていただいて決めていただくと。これが今の民主主義の基本理念かなというふうに思ってます。

ただまあ、私は一人一人の御意見を、これを無視するということじゃなくて、やはり意見を踏まえながら、行政としては、今少ない財政の中でどうしていったらええかということは、これはもう当然行政側としては、考えていかなければなりませんけども、御質問のありましたその一人一人の意見をくみ上げていくと、これはまあ基

本でございます。その方法論としては、一つは、これは国政でも同じですけども、投票行動ということになるんじゃないかと思えます。

これは、今御案内のように、今、私ども1万3,830何人ございませうけども、その中で例えば、有権者、これ1万1,000くらいですかね、今。ちょっと数字わかりませんが。これ、皆さんのやっぱり意見を吸い上げてこれをやるというのは、なかなか大変ですから、そのためにやっぱり代表が出て来て、ここで議論をして議決いただく。その間の中には、いろんな行政の手法としては、議論をしながら議論をしていくという、これが基本の形でございます。基本的には、一人一人の民意を吸い上げて、行政としては動いておるというふうに考えております。

そして今、住民懇談会の議論があった中で、ここでも議論をさせていただきましたが、行政としてあるいは町長として、住民の意見を聞かないんじゃないかということをおっしゃいました。そのとおりでございます。私は、議員さんを通じてでも、あるいは、直接でも、それから、それぞれ担当でございますから、担当を含めてでもやっぱり、声としては届けてもらいたい、届いているというふうに申し上げました。この議会でも。

そういう全般的な流れの中で、行政というのは動いていくもんじゃというふうに認識をいたしておりまして、その一つが、初めて開催いたしました住民懇談会であり、あるいは議員の皆さんもやられたと思いますけども、全体の中で、どういな住民の方々が考え持っておられるかということも、その中でくめるんじゃないかと。さまざまな手法があるんじゃないかというに、私は思っております。お願いします。

1 番（森正彦君）

住民の民意は、議会制民主主義の中で、代議員制、代議員が吸収して、そして反映すべきだというふうにも取れましたが、それではですね、執行部。執行部は、予算の提案権、執行権があるわけでございますので、その出てきたものを、我々は民意を組んで判断すると。こうなるわけでございますのでですね、やはりその議会制民主主義でもやっぱり執行部が、幅広い民意を吸収していくと。いろんな吸収の方法はあると。

一人一人の意見を全部聞くわけにはいかんと。それはなかなか予算の関係もあるし、そうです。ですが、やはり広くいろんな方法で

やっぱり聞いていくと。これはもう町長一人が聞くということではなくしてですね、やっぱり職員の皆さんもやっぱり広いアンテナ、組織ですから、張って行ってそういうの中から、やっぱり民意を吸収しながら、あるいはさまざまな方法で民意を吸収しながら、町民の民意に添った施策を講じていくと。そういうことではないかと思いますが、今私の言ったことに関して、町長、どうですかね。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。私は、今そのとおりのことを森議員に申し上げたつもりでございます。決して、その議会民主主義代議員制ここで決めるんじゃないくて、あらゆる形で声を聞きながら、これは議員さんの声も聞くし、そして私たち、直接も聞くし、そしたら担当の者も、管理職も含め担当の者も出先へ行って、いろんな話をお伺いした中で、全般的で決めさせていただいて、最終的には提案をさせていただいて決めていただくと。そういうに申し上げました。そのとおりでございます。今、おっしゃられるとおりで。私そういうに申し上げたところでございます。

1 番（森正彦君）

わかりました。民意の吸収と反映、それは執行部も議会も根本となることでございますので、実行していかなければならないと思います。それでは、この質問を終わらせていただきます。

次にですね、新エネルギー政策についてお伺いします。

町長は、ことしの重点施策として、新エネルギーの導入を掲げておられます。メガソーラー2カ所、住宅用太陽光発電の助成事業、庁舎の冷暖房に木質ペレット利用のバイオマス冷暖房施設の導入を計画しておるわけでございますが、佐川町には、新エネルギー導入計画があります。この計画との整合性と、また今後の新エネルギー導入計画をお聞きしたいと。そしてまた、カーボンオフセットという制度もあるわけでございますので、この制度の導入についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（岡林護君）

大きく分けて2つの御質問であったかと思いますが、1つは新エネルギー政策。当町がこれから取り組もうとしておりますメガソーラーとか、太陽光発電補助ですね。その新エネルギービジョンとの整合性というか、その1点ともう1つ、カーボンオフセットのことです。カーボンオフセットのことにつきましては、後ほど産業

建設課長からお答えします。

まず、新エネルギー政策のメガソーラーとか太陽光発電補助、それから木質ペレット庁舎空調機が、これは平成 18 年度に作成された佐川町地域新エネルギービジョンなんですけど、この冊子の中にどう位置づけられているかという問い合わせでございます。

基本的に、これからの答えは、このビジョンに則してお答えを申し上げます。まず、当ビジョンには、初めに、の文書の中に、森林資源を活用する木質バイオマス、太陽エネルギー、風力エネルギーなどの新エネルギーや水力エネルギーなど、再生可能エネルギーの活用可能性を探り、導入可能な新エネルギーの活用策を具体化し、自然環境と調和した豊かで快適な生活環境づくりをする旨の記述があります。

新エネルギー導入に向けての基本的な考え方を、このように示しております。

また、当ビジョンでは、新エネルギー導入の基本方針とその方針に基づく新エネルギー導入計画を示しております。その方針では、地球温暖化は一層進んでいるということから、1997 年のいわゆる京都会議、C O P 3 ですか、において締結されました京都議定書で、我が国は 2008 年から 12 年の間に温室効果ガス、いわゆる炭酸ガスとか、メタンとか亜酸化窒素等を 1990 年比で 6 %削減することを国際的に約束をいたしました。

しかしながら、2002 年では 1990 年比で約 8 %も増加したということで、これを足し込むと、目標達成には 14%の削減が必要となった。これは当時の話でありますけど。これを踏まえまして、佐川町における目標達成を次のように示しております。

大きな製造業の立地が見られない当町では、燃料消費以外の温室効果ガスの発生減はないとみられる。また、新たな森林植林による削減も見込めないため、この目標達成には、二酸化炭素を発生させる化石燃料起源のエネルギー消費を 14%削減する必要がある。この方針のもとに、新エネルギー導入計画を示しております。そこにはまず、太陽エネルギーを活用した身近な新エネルギー導入の推進として太陽光発電システムの導入促進を掲げ、そのもとに教育施設への太陽光発電システムの導入や家庭用太陽光発電システムの助成制度の創設検討などをうたっております。これらは既にもう佐川中学校や、昨年度から始めました太陽光の助成制度で実現をしてお

ります。

ただ、ここにメガソーラーという言葉は出てきませんが、当ビジョンが作成されたのが平成 18 年度であり、メガソーラーという言葉はあったかもしれませんが、少なくとも今のように一般的ではなかったことは確かです。そのため、もしこのビジョンが今作成されるとすれば、当然メガソーラーの導入は盛り込まれることになるかと思えます。

いずれにしても、メガソーラーという言葉が使われている、いなくにかかわらず、広い意味では太陽光発電システムの導入促進であり、このビジョンに位置づけられた取り組みであるというに考えてます。

それと同じく、あと木質ペレットのことはお問い合わせやなかったんですよ。

（「後で聞きます」の声あり）

そういうことでございます。以上です。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。カーボンオフセットにつきましての御質問いただきましたので、御答弁申し上げます。

まず、カーボンオフセット、どのような内容であるかと申しますと、さまざまな社会の構成員がみずからの温室効果ガスの排出量を認識したその上で、主体的にこれを削減する努力を行ってなければならぬと。ただ、主体的にこれやっても全部減らせるということはもうできませんので、その削減が困難な部分についての排出量は、クレジットを購入し、その排出量の全部または一部を埋め合わせることをいう、と。埋め合わせるということがオフセットという意味であります。

これを進めていく上で、カーボンオフセットを目的としたクレジットに、カーボンオフセットクレジットというものがあります。御案内とおりですが。県でも、この制度は始められておりまして、24 年度末で企業や各種団体 73 件がこのクレジットを購入しておるようでございます。

そして、このクレジットを購入してどのようにしてからその削減をしていくか。県のほうでやっておるのは、もともと森林関係でございます、高知県は全国一の森林県 84%ですが、1 本の木を伐採すると約 70%が丸太材にとりか、パルプ材として出荷できる。

ただ、その残った 30%は未利用林地残材として山にそのまま捨てられておるといのが現状で、これを木質バイオマスとして活用していき、化石燃料を削減するようにしていこう。一方では、間伐等の森林整備を行っていけば、適正な管理を行えば、二酸化炭素の森林吸収量が増大すると。この一石二鳥を、購入していただいたクレジットによって進めていこうと。

県のほうが取り組んでおるのは、県内のセメント会社の発電用木質バイオマスとして導入しております。そこで、これを佐川町に当てはめてきた場合には、佐川町も、面積約 1 万ヘクタールの中で 70%近くの林野率でございます、68%林野率。その 70%が人工林で、さらにその 70%が檜でございます。もうすぐすると伐木に達するような状態の木もございますが、県が進めておりますのは、非常に大規模な施業区域があります。

一般的には、森の工場とかいうような、そういった事業名聞いたことあると思いますが、一団地が 20 ヘクタール以上の団地をいくつも形成して、それを計画して順次間伐、それと未利用残材を活用していくという方がとられておりますので、ちょっとこの中では、佐川町はこの施業団地を構成するのには、以前からも議論をしておりましたが、なかなか難しい状況にはあるというのが確かです。

ただ、近隣では、皆様方も参加されたと思いますが、平成 22 年に越知町の黒森山で植樹事業が大々的にやられ、マスコミでも随分報道されました。あれも、このクレジットを活用した事業でございますし、また、一番力を入れてやられておるところが須崎地区の森林組合、四万十川の上流域での森林で、この制度を活用して大々的にやられております。

佐川町は、県が取り組んでおる事例には該当せんかと思うておりますが、やはり間伐の促進、将来の価値ある山を育成していくため、また、ひいては間伐による残材の活用とかいうことは当然進めていかないけませんので、県とどんな形があるのか、相談し、勉強させていただかないかんというふうに思うております。ちょっと長うなりまして申しわけありませんが、以上でございます。

1 番（森正彦君）

答弁いただきました。バイオマス冷暖房施設の導入に関してですが、この導入の経過と理由、通常の空調設備でなくして、なぜバイオマス設備にしたのか、そして、まき方式と木質ペレット方式があ

りますが、当町は木質ペレットの方式を採用するというこのよう
であります。その2つの方式のメリット、デメリット、そして木
質ペレットの方式をですね、採用したという理由をお聞かせいただ
きたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。木質ペレットの庁舎空調設備を採用した経
過といいますか、理由等についての御質問であります。まず、先ほ
ど、ちょっとビジョンの中でもちょっとメガソーラーについては触
れましたが、この木質ペレットもですね、基本的にはこのビジョン
の中の新エネルギー導入計画の中に、風、水、緑の自然エネルギー
を活用した新エネルギー導入の検討。そして木質バイオマスエネル
ギーの活用促進というのをうたっております、いわゆるこういう
基本的なこのビジョンの考え方のもとに、これも取り組んだもので
あると言うことをまず、御認識いただきたいと思います。

それで、導入のことについてですが、この庁舎空調設備の木質ペ
レット焚空調設備の導入につきましては、現状の灯油焚空調設備は
老朽化が著しく、故障等が頻発しております、2台の機器のうち
1台は15年前から故障のため稼働しておりません。メンテナンス
業者に修理を依頼しましたが、老朽化のため修理不可能であると。
現在1台のみで冷暖房を補っている状況でありまして、庁舎の全て
を補うには不完全な状況にあるという状況にあります。

また、近年灯油単価が高騰しております、また高知県は、全国
一の森林県であるということで、杉、檜を主体とした人工林は、約
3分の2を占めている状況。しかし、一方では、木材価格の低迷か
ら整備に要する経費を支出することができず、間伐等の森林整備が
遅れているのが現状ということです。

こういった状況の中、注目が集まっております再生可能な木質バ
イオマスの利用による循環型持続的社会的構築や地域の未利用木
質資源の有効活用による地域の活性化と地球温暖化対策の一環と
して、省エネ性CO₂削減に優れ、地球環境に優しく、高知県も推
進しております木質ペレットを利用したペレット焚吸収式冷温水
機を導入することに決定いたしました。

この空調設備の内容としましては、ペレット燃料をペレットボイ
ラーで燃焼させ温水をつくりまして、吸収冷温水機によって温水か
ら冷水をつくります。このシステムによって、冬は暖房のための温

熱を、夏は冷房のための冷熱を得ることが可能となっているということですが。

それから、これ選んだ理由として、木質ペレットの優位性についてですが、製造段階で圧縮形成されるときに、樹脂によって固形化されるために湿気に強く、運搬貯蔵にスペースをとらず、それからまきやチップに比べ、取り扱い安く、特に湿気の多い高知県の風土に適しておるといことになります。

それから、あと県の補助もですね、木質ペレットの場合は対象になりますが、まきやチップでは補助がつかないということもありまして、これも木質ペレットの優位性の1つということが言えます。

また、圧縮形成されているため、まきやチップに比べまして燃焼カロリーが高く、燃焼後の灰の発生量も少ないということになりまして、今回選定の木質バイオマス利用の冷暖房機器は、現在のところペレット焚吸収式冷温水機しかなく、まきやチップを利用する吸収式冷温水機は製造されていない状況ということでもあります。以上です。

1 番（森正彦君）

わかりましたが、まき方式では、冷暖房装置の施設はなかったと、こういうことですか。ちょっと確認ですが。

総務課長（岡林護君）

いわゆるペレット焚吸収式、この木質バイオマス利用の冷暖房機器というのは、現在のところペレット焚吸収式冷温水機しかないと。で、まきやチップを利用する吸収式冷温水機が製造されていないということでもあります。

1 番（森正彦君）

わかりました。そうですか。若干、私自身勘違いがありまして、まきの場合は、暖房だけと。こういうことのようなのですが、そのへんちょっと私も調査不足でいかないところですが。この業者、あるいはその施設、どういったところを参考にしたのか、設計業者、とか提案業者、あるいはこれを導入する場合は何社か、そういう業者があるのか、そして木質ペレットの購入先はどこか、単価はいくらか、こういうことをお聞きしたいです。よろしくお願ひします。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。業者につきましては、何社かの中から選定をいたしましたけど、ちょっと具体的な業者の名前はちょっと申し

上げませんけど。それとあと、木質ペレットの購入先なんですが、今のところ予定としてはですね、梶原町のゆすはらペレットか、仁淀川町の池川木材工業からの供給ということを考えております。

1 番（森正彦君）

単価はいくらでしょうか。

総務課長（岡林護君）

ちょっと単価は、ちょっと今、手元に資料がないものでちょっと調べてみないとわかりませんが。

1 番（森正彦君）

単価はですね、仁淀川林産組合の場合 30 円ということのようです。さっき、ちょっと私言いかけてましたが、暖房の場合のまきの場合にはですね、非常にこう、燃料が安くなる。そして入手しやすいと。いのの土佐和紙工芸村では、700 万、燃料代が 700 万要っておったものが 200 万円になったというふうにも聞いておるわけでございます。これは、生木でも使用できるということで、そういう木材は、地域から調達するというので、そういうことになると、先ほどの間伐の 30% 残りゆうと、そういったものも利用できると。

それと、仁淀川林産組合に聞いてみますと、現在、佐川町営プールのほうへ納入しておるわけですが、もう限度いっぱいであると。新たに申し込まれても、もう供給できないと、このようにおっしゃられておりました。

理由はですね、乾燥材を製材して、そのおがくず、そういったものからペレットをつくっていくと、こういうことでございますので、その製品、工場が多く稼働しないと、ペレットが生まれないということで、林産組合は供給できないと。なお、林産組合の方に聞いてみますとですね、高知県内では、現在足りない。多くは、50% 以上はもう外に頼らなければならないと、こういうふうに言っておられました。

そういった部分は、調査をしておられるんでしょうか。そのあたりは、課長、どうですね。

総務課長（岡林護君）

そういう不足している状況とかですね、そういうのは、ちょっと私も今、すいません、初めて耳にしたわけですが。ただ、手前にも言いましたけど、いわゆる県の補助が今回、今のところ 3,000 万の補助がつくということをご予定されておまして、これがですね、い

わゆる先ほども言いましたように、木質ペレットの方式やないと、この3,000万がつかない。それから、まきチップの場合はつかないということ。これも、一つの、選択する上での、一つの、選択肢の一つでもあったわけですけど。ゆうこともあります。すいません、不足している状況ということについては、すいません、今初めて聞いた状況であります。

1 番（森正彦君）

私は、やはり地域内の森林の木材から生産されるペレットを利用すれば、地域の林業活性化にもつながると。そういう意味で、非常にいいサイクルが生まれてくるのではないかというふうにも思っておったわけですが、どうも県内だけで、栲原あるいは池川のほうからということで、それで足りれば、近くの林業振興にもなるということでええわけですが、なお、県外から取らなければならないということになると、単価も上がってくるのではないかと思います。灯油と木質バイオとのですね、燃料の比較は、どんなぐあいでしょう。燃費の比較。

町長（榎並谷哲夫君）

私から。若干、その単価的について、今、重油がなんぼと、そういうお話は、ちょっと数字が頭に入ってございませぬけども。基本的に、重油は、御案内のように高くなっているということで、ペレットは、比較的安定した単価で、ということでございます。

ちょうど18年当時、仁淀川、そのソニアの近くでNEDOが試験的に始めたとき、そのときのペレットの単価というのは、重油より若干高い、あるいは同じくらいの状況であったというに認識をいたしておりまして、その後、ペレットは、御案内のように、だんだんと普及をしてまいってる状況ですから、安定した状況で、これから供給いただけるんじゃないかというに思っております。

将来、これはどうしても、今おっしゃられたとおり、県内の森林、資源の有効活用、今、やっぱり仁淀川の、そのNEDOの試験的な、ペレットつくっておりましたけど、やはり燃料の供給のルートが、確立されてないというようなこともございまして、若干高くつくというようなことでもございますけども。

御案内のように、大豊町にも大きな製材工場できまして、ペレットの製造も、と。県下で、そういう動きがある場合、将来、だんだんと大量生産可能になれば、ペレットというのは、原材料という

のは、もう豊富に県内にあるわけですから、私は、将来的には安定した、あるいは経済的な単価で供給していただけるんじゃないかと、そんな思いでございまして、当面は供給していただけるところ、今、梶原あるいは仁淀川町、そういったところから検討をさせていただきます。

基本的には、現在の重油価格よりは低廉で買えるというふうに、私は認識をいたしております。

1 番（森正彦君）

いろいろお聞きしたわけですが、私の言いたいこと、意見としては、やっぱりこういうものを導入する場合にはですね、よく協議検討をしてですね、間違いないようにしていただきたい。

その機器も、耐用年数、機器ですんで5年とか8年とかいうことでしょうけれども、そういったことも、それで壊れちゃあいかなわけで、どれぐらいもつのか、先進事例を調べて、どういう方式がいいのか、そういったことも十分検討して、入れていただきたいと。

さらには、地域の活性化になるように、森林環境の整備につながる、林家の収入増につながる、雇用の促進につながる、そういったことになっていくような、総合的にリンクしたような新エネルギーの導入計画であってほしい、その中に、カーボンオフセットもありはしないかと、そういったことまで十分検討していただきたいと。検討していただいて導入していただきたいと。

新エネルギー非常に大事、クリーンエネルギー大事なところでございますので、大分メガソーラーなんかも最初はなかったのが入ってきたと、そういうことでございますので、佐川町新エネルギービジョン、そういうのも1回、見直しの検討してみたらどうかと。今、こうであると、将来的にはこういうことが考えられると、いうことも検討協議してみるべきではないかというふうにも考えるわけでございます。

補助金の関係もありますが、本当にいいものなら、方式がないからいかなですけども、まき方式もあつたのじゃないとか、いうことも考えれるわけでございますので、そういう検討を十分していきたいと。

最後に1つ、その状況が変わってきたので、その新エネルギービジョン、1回見直しをしてみてもどうか、ということをお願いいたします。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。新エネルギービジョン、これは、18年当時、いわゆる将来に向けての世の中のいわゆる潮流が、そういう方向でいく、これは先ほど総務課長も、COP10ですか、5ですか、京都議定書、このあたりから地球温暖化含めて議論をされてきた、いわゆる潮の流れとしては、そういうな方向であったかというふうに、私は思っております。

その中で、佐川町として、将来、その自然エネルギーに対して、どのような方向ができるかということ、一応基本的につくらせていただいて、もう既に7年経過をしております、今、その基本的なビジョンの中で、いくつか取り上げて、実行に移せる環境になってきたというふうに思っております。

特に、そのメガソーラーにつきましては、昨年の政府の、いわゆる電気料金の固定価格買取制度、これの制定によって、これは民間も、いわゆる行政も含めて、大きくカーブが切られたというふうに私は、認識をいたしております。

そうした中で、やっぱり時代はどんどん流れてまいりますし、それから2年前の、福島原子力発電所のあの事故は、まだまだやっぱり日本のエネルギー政策では、これから大きくやっぱり影響してくるというふうに私考えておまして、そうした場合に、やはり私としては、今、行政というのは何ができるかということもきちっと考えていかなければならないと。

その中で、ちょっと申し遅れましたけども、この庁舎の冷暖房の、いわゆる取りかえの更新のときに、いろいろ内部でも議論しました。一つは、もう今、もはやもう、いわゆる主流は、電気でございます。電気の値段も、これは一番、やっぱり今のところ効率的だと。いわゆる扱いも優しいというようなことで、電気の冷暖房という案も出ましたけども、御案内のように、これから電気料金というのは安くなることはまずないということで、経済的にも考えた場合に、そしてもう一つは、やっぱりどうしてもエネルギー政策の中で、取り組んでいったらいいというふうに考えまして、今、森議員から、もう少し、例えば単価とか、あるいは入手先だとか、あるいは地元でと、その、まきも含めて検討したらええかというお話いただきました。そのとおりでございまして、ある程度検討はさせていただきました。いただいた結果、ペレットに落ち着いた。

これは一つは、今、総務課長もお話ししましたように、新エネルギーの基本的政策の中で、木質バイオマス、こういうこともございますし、そしてもう一つは、大きなものはやっぱり、今回県の、ペレットの場合、補助が出るということで、これも大きな要因になったことは事実でございます。

電気でありまして重油でありまして、どこも、国も県も全く補助はない、自前でございまして、そのことが大きな要因にもなった一つでございますけども、基本的には、やはり持続可能な、あるいは再生エネルギー、これを地元の、我々ができることからやっていく必要があるというふうに思っております。

その中で、ペレットは、やはり管理も非常に、重油と大体同じくらい、あと重油と違うのは、灰の処理、これがございますけども。そのことが一つ残りますけれども、今だんだんと技術が進んでまいりまして、自動の灰取り器もあるようでございます。

そして灰の処理については、ペレットの供給者が処分しておられると。そんな法則もできておるようでございますから、そういった意味で、検討が、まきは検討してございませぬけども、そういうことで、決定をさしていただいておりますので、御理解を願いたいと思っております。

なお、エネルギーの基本計画については、7年たって、今どうかということもございますけども、これから大きく、国の方向も変わるとすれば、やはり見直してもいいかなというには思っておりますけども、今のところは、まだ今の基本政策の中で、進めていってもいいかなあというには思っております。まだ、太陽光についても、それから木質ペレット、バイオマスについても、まだ緒についたばかりだというに、私は思っております。以上です。

1 番（森正彦君）

できるところから実施していっておるということでございます。全体を大きく見直すということではなくてもですね、今、それこそ何ができるか、というようなことを、つくっていただいた委員さんに集まっていただいてですね、話し合いをしてみるということも大事ではないかと。小水力発電ということもあるわけでございますし、そんなことも、いろいろなことも検討する、あるいは、そのLEDの導入とか、そういったことも協議、あるいはやってきたことの確認をしてみるとか、そういったことも大事ではないかと思っております。

で、ぜひ、そういった話し合いの場をもってみることも大事やと思いますので、よろしく願い申し上げます。

議長（永田耕朗君）

ただいま、森君の一般質問の途中であります、ここで 10 分間休憩します。

休憩 午前 10 時 38 分

再開 午前 10 時 50 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、森正彦君の一般質問を続けます。

1 番（森正彦君）

3 問目、最後の質問といたしまして、ナウマングラウンドの利用状況と今後の活用計画について、お伺いします。

ナウマングラウンドにつきましては、2 億円を超える多くの資金を投入して完成しました町民グラウンドでございます。このナウマングラウンドは、十分活用されているかな、活用されているようにないようにも見えるわけでございます。

現在の利用状況とですね、今後の活用について、お伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。現在のナウマングラウンドの利用状況について、まず申し上げます。

現在の利用は、主に少年サッカーチームの練習に週 5 回程度、成人のソフトボールのチームの練習に週 1 回程度、これ、大体夏ぐらいまでが多いようでございます。さらに、さくらの森学園の体育の授業で週 1 回、それぞれ定期的に利用されています。

また、パシフィックオープンや中体連高吾北支部のソフトボール大会でも利用されるとともに、パシフィックオープンに参加しました大学 1 校が、ここ数年、短期間ではありますが、合宿での利用もされています。そのほか、ファイティングドッグスもキャッチボールやランニングなどで利用されています。

なお、平成 24 年度の利用実績を申し上げますと、工事期間中に、15 日間の利用停止期間がありましたが、少年サッカーを中心に、延

べ 230 日の利用がございました。

また、本年 4 月から 6 月までの 3 カ月間の実績と予約状況を見てもみますと、延べ 76 日というふうになっておりまして、利用は、かなりのものが御利用いただいているのではないかというふうに考えております。

次に、今後の活用方策ということでございますが、ナウマングラウンドにつきましては、これまで工事期間中に一時的に利用停止するなど、利用者の方に御不便をおかけしていましたが、本年 2 月には、当面予定していた整備工事も完了し、今後は、いつでも利用できるようになりましたので、主な利用が、少年サッカーとなっていることから、幅広く、体育会加盟チームや町内外の方に利用していただけるように、広報活動などに務めてまいりたいと考えております。以上でございます。

1 番（森正彦君）

少年サッカーを中心としてですね、かなり利用がされておるということで、喜ばしいことでございます。

私が、この質問の一つのきっかけと言いますか、以前は、その入り口に重い鉄の扉、進入防止扉がありまして、鍵までかけておったと。これでは、普通に見ると、入ってはいけません。使ってはいけません。というふうに見えたわけでございます。

教育委員会へ申し込みをした人だけしか使ってはいけないと、こういう考えだったようですが、以前は、そういう、今はね、鍵はかかかっておりません。扉もあいておるときとあいてないときとがあるわけですが。今まで、なぜ、そこまでしていたかということをお聞きしたいと思えます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。確かに、昨年度まで鍵をかけておりましたが、それは車の進入口のほうに鍵をかけておるだけでございまして、例えば、自転車置場のほう、人が入って来る部分については、自由に入れると、そういう状態にはございました。

なお、門扉を施錠していた経緯について申し上げます。グラウンドの整備工事中に、夜間バイクがグラウンドに侵入した事例がございました。そういったことがありましたので、適切な施設管理の観点から、グラウンドの門扉は施錠していましたが、先ほど申し上げましたように、グラウンドの整備工事も完了し、ほぼ毎日のように

利用されることになりましたので、本年4月以降は、施設は取りやめております。以上でございます。

1 番（森正彦君）

わきから入ると。奥のほうからはあいておるということでございますが、これは一般町民には非常にわかりづらいということでございます。やはり一般町民にわかりやすいようにすべきであると思えますし、以前の文化センターの場合は、そのようにはなっていなかったわけです。

ですから、親子でキャッチボールをしたり、それからサッカーボールを蹴ったり、あるいはジョギングをしたり、それからまた広い場所ではできない遊びをしたりしておったわけでございます。もちろん予約をして練習や協議をしている人に迷惑がかからないということは、それは当然でございますが。空き空間を利用さしてもらおうと、こういうにしておったわけです。

私が、ここで議論したいのはですね、町民グラウンドは、町民が体育に親しみ、競技力の向上やそして健康増進、余暇を楽しむと。そうして豊かな生活を営むと、こういうことで活用、そういう活動をするを目的として設置しておると思うわけでございます。

昨年、議会広報の研修で鳥取県の、今、北栄町へ行かしていただいたわけでございますが、ここは、鳥取国体でラグビーの競技場として整備した芝の非常にきれいなグラウンドがあったわけでございます。で、出入りは自由でございます。そんなにがっちりガードはしておらないと。そこで何人かがジョギング、これ早朝でございましたが、されておったと。非常にいいなあと思ったわけでございます。

佐川町には、児童向けの公園はいくつもあるわけでございます。そこでですね、子供を対象にしたものだけではなく、やはり大人も子供も自由に使える公園的な、運動公園的なものがあるのはいいのではないかなと。とりあえずは、グラウンドでして、やっぱりそのグラウンドは、やっぱり比較的自由に、ルールを守りながら、自由に使っていくと、そういうやり方がいいのではないかなというふうに思うわけでございます。

若干、余談といたしますか、例えばですね、ナウマングラウンドも芝生化してみてもどうかというふうに思うわけです。あそこは、非常に雨上がりが使いづらいと。芝生化すれば、雨上がりも使いやす

くなると。そういったこともあるわけでございます。

費用が問題でしょうが、実際に斗賀野小学校ではやっております、サッカー場のようなきれいな芝生でなくとも、刈りそろえれば、非常に普通の芝のような状態になるわけでございますので、そういったことで、芝のグラウンドにしてもいいかなと思うわけでございますが、このことについては、一つの提案としてお聞きいただいておりますが、とにかく、門扉、これを解放する。

実は、あそこはカーブになっておりまして、車からおりて門扉をあけに行く、非常に危険なわけでございます。また、ほかの通行者にも邪魔になって事故を起こしかねないと。で、グラウンドと駐車場とはネットで仕切られておりますので、どうしてもあそこに門扉がなけりゃあいけないというふうには思えないわけでございますので、まずは門扉をあけて自由に、ルールを守りながら自由に使っていけるようにすべきではないかと。

それから、今後の活用については、やはり先ほど答弁でもありましたが、佐川町体育会さんの皆さんとも協議しまして、やはり町民の健康と体力向上、こういったことに活用できるようなことにしていっていいのではないかと。幅広く使っていただけるようなことも考えていくべきではないかというふうに思うわけでございますが、いかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。門扉を施錠はやめておるんですが、基本的に、夜間、駐車場へ入ってきて、いろんな、不測の事態が生じるといけないというようなことで、門扉を閉めることはしております。

ただ、適切な利用を促進するという意味におきましても、門扉を今後どうするのか、少し前向きに、門扉自体を解放しておくということも一つの方法でございますので、そういったことをやった施設の管理面でどのような支障が出るか、そういったことも少し考えてみたいと思っております。

それから、利用につきましては、幅広い町民の方、あるいは町内外の方にも利用していただける、そういったものにしていきたいと思っておりますが、ただ、利用が、どうしても平日の昼間というのは、まず利用がされない。平日の夜間と土、日ということになるかと思っております。そういった場合に、現在、佐川中学校のグラウンドになった旧文化センターにつきましても、夜間は一定、部活が終

わった後、午後 7 時以降には一般の町民の方にも解放しておりますし、そして土、日につきましても、部活動の関係で、午後 1 時以降、一般の方に利用していただけると。そういうことがございます。両方うまくすみ分けをしながら、幅広く使っていただけるように、そういった取り組みを今後とも考えていきたいと思っております。以上でございます。

1 番（森正彦君）

前向きの答弁でございました。やはりグラウンド、バイクが入るとか、いろいろな問題はあるかと思っております。そのことによって、ガチンと閉めてしまう。ごく一部の心ない人のために、多くの町民が迷惑をこうむるということであってはならないし、そういったことは、そう何回もあったことじゃないと。

私は、やっぱり、町民を信頼してですね、やっぱりそういうことは、基本的にはないというようなことですね、あったらあったときの適切な対応と。

以前、町民グラウンドへ車が入って、やったというようなことも聞くわけですが、それは 1 回ぐらいのことでございますので、それで、その規制を強化するというのは、いかにも役所的であろうと。町民の目線に立ってないのではないかというふうにも感じるわけでございますので、町民が使いやすいような、目的に沿った活用がされるようなことにですね、前向いて進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、1 番森正彦君の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩　　午前 11 時 3 分

再開　　午前 11 時 4 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、6 番中村卓司君の発言を許します。

6 番（中村卓司君）

おはようございます。6番議員中村卓司でございます。議長のお許しをいただきましたので、6月の議会の質問をさせていただきたいと思いますが、佐川町では、いよいよ10月に町議選、そして町長選という同時選挙が行われるわけでございますけれども、議会選挙はさておきまして、町長におかれましては、今回で、今回というか今期で勇退されるということで、心から寂しい思いがしております。大変御苦労様でございました。2期8年間で大変御苦労様でございました。

その間ですね、大変御努力をされたということに敬意を表したいと思いますが、しかしまだ6月議会、そして9月議会と、残された議会もございまして、公務もございまして、ぜひその間も一生懸命頑張っていたいただきたいと思いますと同時に、次の町長に、しっかりと引き継ぎをしていただいて、その8年間の実績が次に生かされるように、よろしくをお願いをしたいと思ひまして、質問をさせていただきますけれども、少し、残りの町長の期間、短うございますけれども、きょうは少し厳しいことをですね、言わさしていただくというふうに思っておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思ひますとともに、職員の皆様にも少し厳しいことも言わさしていただくこともあろうかと思ひます。

といいますのも、佐川町の町政にかかわりまして、私も46歳のときから、少し間はありましたけれども、こういう議会活動に没頭をしてまいりました。当時は、若氣ということで、わけもわからずに一生懸命頑張ってきたつもりでございますけれども、だんだん年を重ねてきますと、少し、前の若いときの馬力、エネルギーが少なくなつたのではないかというふうに自分自身も反省をしております。

それではいけない、というふうに、私、反省をしております、当選当初のですね、エネルギーをですね、思い出して自分自身でもいきたいし、皆さんにも一生懸命っていう部分をですね、ぜひですね、全面的に表に出して佐川の町政がよくなるように、住みよい佐川町になるようにですね、ぜひ、もう一度心を新たにしてもらいたいという気持ちをですね、この場で発言をさしていただきたいと思ひまして、質問をさせていただきます。

何点かだぶった点もございましてけれども、だぶるといふか、前回、前々回に質問したこともありますけれども、そのへんはどういうふ

うになっているかという部分もございます。どういうふうに変化をしているか、どういうふうに変化をしてるか、という部分もございますので、そういう意味でお答えをいただければ、ありがたいと思います。

まず、第一番目の質問といたしまして、防災対策について質問をしたいと思います。

防災対策でございますけれども、近年、必ず起こり得るであろうと言われております南海大地震。この対策は、いわゆる西日本の各地で行われておりますけれども、特に、高知県では直接高波の被害に、受けるということで海岸ぶちではですね、大変な工事もなされております。

ただ、佐川町では、比較的、その高波の心配もない関係で、少し、その地震対策というものが希薄に思えてならんわけで、この場から質問するわけでございますけれども、あらゆる想定を考えた上で、対策というものは必要でございます。

去年、おとしになりますかね、東日本の災害で、想定内ではなくて想定外の災害があってあのような災害、原子炉の問題も含めてですね、あったということは非常に残念でございます。あのことの反省も踏まえ、佐川町では防災対策が必要だというふうに思っておりますので、そこです、いわゆるその東日本の災害、また中越、そして神戸、そういった地震を踏まえてですね、いろいろな勉強をなさっていると思いますので、佐川町における防災対策が、どこまで進んでいるか、そして、このようなことを想定をしながら対策を行っているというふうなことを踏まえて、防災対策につきまして、概要をお聞かせを願いたいと思いますので、まず、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。南海地震対策が、今、どこまで進んでいるかという御質問でございます。南海地震対策としましては、ソフト面、それからハード面と、両面における対策が、どういうに進んでいるかということになるかと思いますが、まず、私のほうは、総務課危機管理対策のほうでありますので、どちらかといえばソフト面を中心にですね、どれだけ進んでいるかということをお説明申し上げます。

まず、自助・共助の大切な役割を担っていただきます自主防災組

織の数なんです、平成 25 年 4 月 1 日現在、73 組織が組織されております。世帯組織率で 78.7%となっております。

ちなみに、平成 24 年度は 8 組織が設立をいたしております。これにつきましては、平成 26 年度には 100%となることを目標に、地区連絡協議会の設立やリーダーの育成を図ってまいりたいと思っております。

なお、この地区連絡協議会につきましては、尾川、加茂、斗賀野地区は、もうできておまして、あと佐川地区と黒岩地区ですが、先般、佐川地区につきましては、いわゆる自主防の代表者の方々にお集まりいただきまして、協議をいたしまして、ほぼ、もう間もなくでき上がるという段階でございます。それから黒岩地区につきましても、今、お話しを持ちかけている段階であります。

続きまして、それから、あと災害時の応援協定につきましては、30 以上の会社や団体と、廃棄物それから避難所、生活物資、電気、土木、水道関係の支援協定を締結しておまして、この 4 月には四国電力と、電力復旧時にかかる総合応援協定も締結したところでございます。今後も必要な支援協定の締結に努めてまいりたいと思っております。

それから、25 年度の主要な事業につきましては、平成 16 年度以来となる地域防災計画の改定、それから、役場の業務継続計画 B C P の作成、そして職員の初動対応マニュアルの策定、それとあと防災行政無線の難聴対策としまして戸別受信機の配付、こういうことに取り組んでまいりたいと思っております。それからまた、例年実施しております総合防災訓練も 9 月頃をめどに開催したいと考えております。

これらの事業の推進に当たりましては、適宜、防災会議や検討会を開きまして、御意見をお聞きしながら進めてまいりたいと思っております。以上であります。

6 番（中村卓司君）

そういった組織とか、それから、いろんな、何て言いますか、表でやらなければならないことを、役場としてももちろん実施しなければなりませんけれども、もう少し、地に足の着いた計画、そして防災、災害が起きたときに、こういうものがあつたら現実に助かるよ、っていうみたいな事例を把握してるのか。

例えば、この間も、それこそ、議員の地区の懇談会がありました

ときに、ライフラインの確保のために、まずは水。水道が切断をされたら、水が飲めないやないかと。そうすると、井戸水っていうのが必要ではないかというふうな話が出ました。なるほど、そのとおりだと思いますし、よその震災なんかを見ても、まず、都会の例が多いんですけれども、水がなくなったときに井戸水をくみ上げて、それを対策に使ったというふうなことも出ておりました。

さらに、高知市では、空き家が多くて、その空き家が崩れて避難路を潰してしまう、いうなことで、耐震対策というよりも、その空き家が潰れてしまったら、危ないので、その調査をするとかですね、そういう細かい調査をしてるんです。

佐川町における災害の対策のときに、そういった細かい対応で考えられる対策っていうものが考えられているかなっていうことを、本来ならお聞きをしたかったがですけども、その想定内をですね、お答えをいただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

防災対策に関しまして、御質問いただきました。まず、井戸水の関係でございますが、井戸水の関係を利用する云々というのは、私どもでは、まだ具体的には、そこまではしてないわけですが、我々は、水道担当課といたしまして、水道の震災対策というものを取り組んでございます。

水道のほうでは、既に、黒岩地区で石綿管、そういったものの布設がえを耐震管のほうにしてございます。また、水源池のポンプ室から配水池まで、この送水管ですが、これが一番重要でございます。これを、昨年度も猿丸の配水池から鳥の巣、あるいはナウマングラウンドのほうまで布設がえをいたしまして、耐震管を布設しております。

あと、本年度から室原の水源池のポンプ室から猿丸まで、3年間実施する予定にしております。あと残るのが、中組のポンプ室から墓地公園の上にある配水池までですが、室原が3年、終われば、その次にそれを実施していくようにしてあります。これで、送水管については、全て耐震管ということになってまいります。

あと、そしたら配水池からの送水管、これにつきましても、町内に125キロ余りございますが、新設につきましても、当然のことながら耐震管を布設して、それからまた40年を過ぎる老朽管につきましても、順次耐震管に布設がえをしまして、現在22キロ余り、

送水管につきましても耐震をしております。

こういったことの取り組みをし、万一の場合でも何とか水道が維持されるように、事業の、ハード事業の中で取り組んでおるわけでございます。

それから、また空き家の老朽住宅、これはおっしゃるとおりでございます。地震が揺れて、その老朽住宅が倒れて避難道路なんかを塞いでいくとか、以前、西宮へ水とか食料を持って行った際も、そういうのも見受けられました。この空き家の老朽住宅の除去ということが、避難道路の沿線、確保していくのに極めて重要で、御質問議員のおっしゃるとおりであろうかと思えます。

ようやく、この内容につきましては、国のほうで、県のほうで制度化されまして、また佐川町では、先ほど総務課長の答弁もありましたように、地域防災計画の見直しを本年度行いまして、緊急輸送道路あるいは避難道路の特定がなされてまいります。そのため、この空き家の老朽住宅の除去につきまして、避難道路沿線の住宅に限って除却補助をするということ、来年度から補助事業として導入に向けて、現在検討をさしていただいております。

地域防災計画が見直しをされて、それを契機に、空き家の老朽住宅の除却について補助金を出す、こういったものを、制度化を現在検討でございますので、どうぞよろしく申し上げます。井戸水の活用も必要であろうと思えますが、十分、そのあたりまでのものは、取り組んでないのが実情でございます。

6 番（中村卓司君）

どこまで、その細かいところに手が届くような、そしてどこまでが想定内になるのかってところが限りないところで、どこまでが100%できましたよって言うことは言えませんが、少なくとも、その努力をする組織なり、それからシステムなりっていうのが必要だと思います。

この間の町民の交流会のときにもですね、そんなことがあるかっていうこともありましたし、私たちもアンテナを高くして、その情報は入れておりますけれども、数すればですね、文殊の知恵で、いろいろなことができるかと思えます。そこで、そういった、いわゆる対策っていう、対策室っていうものの常駐的な組織というのは、現在ありますか。それをお答え願いたいと思えます。なければないで、ええです。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。いわゆる南海地震対策という特定の課はございませんけども、従来より危機管理対策室というのが組織の中にはございます。その中で、いろいろの形のものをやったり、それから、大体こういう小さい所帯ですから、全般的に、そういった面では取り組んでいかなければならないというに思っております。

6 番（中村卓司君）

その危機管理室なるものはあることは知ってるんですけど、そこで、その話し合いが常に、この地震対策、地震だけではないですけども、水害もありますけども、話し合いがなされているかっていうのがちょっと疑問でして、例えば、定期的に一月には、やってますよとか、二月に一遍やってるといのがないと思うんです。できたときに発生して、初めてそれが対応するっていうになってるんじゃないですかね。その点、どうですか。

町長（榎並谷哲夫君）

先ほどお答えしましたように、いわゆる南海地震対策、特別な担当も置いてございませんけども、これは、危機管理対策室の中で、そういうものを包括的に検討してございますし、それから、先ほど担当課長がお答えしたように、ことし、防災計画の見直しもしてございます。そういった意味では、各課がそれぞれ包括的に取り組んでまいりまして、細かいところまで目が届くかどうかということはまた、その中で検討していかなければなりませんけども、いわゆる全庁的な取り組みが必要だというふうに思っております。

総務課長（岡林護君）

ちょっとつけ加えまして、平成 25 年度に地域防災計画見直し等を行うわけですが、それに伴うということではないですが、佐川町防災会議、これは従来からあるわけですが、それを任期の関係なんかもあって、現在切れてる状況もありますんで、それを早急に立ち上げてですね、例えば、越知土木の所長さんとか、それから警察署長さんとか消防団長さんとか、いわゆるそういう防災関連に非常に関連のあるですね、団体の方々、それから当然、行政関係、佐川町の行政関係含めてですね、間もなく防災会議を立ち上げて、そして防災計画の見直しとか、その他のこと、懸案事項について検討していくということになっております。

6 番（中村卓司君）

言ってることはわかるんですけど、要するに私の言いたいのは、今起こるかもわからない、30年後に起こるかもわからない、と言われていているけれども、必ず来ると言われていますこの南海地震に対応、また洪水とかですね自然災害にも対することも、その間には起こるかもわかりませんし、5号台風で大変被害も受けたというようなことも経験もあります。

それも踏まえてですね、起きたときに対応するっていうことではなくて、常にそのことが起き得るであろうということの危機感を持って、定期的にそれをやるっていうのが必要じゃないかと思えます。

そうしないと、実際起きたときに、にわかには組織を立ち上げてバタバタしたりっていうふうになるかと思えますから、ぜひですね、その会を立ち上げたときに、定期的にやってほしいと思っています。

例えば、その交流会へ出た、その井戸水の関係でございませけれども、1件飲み水の調査をするに、保健所で調べてみましたら、6,090円だそうです。それは、個人が、例えば、井戸水を飲みたいので、それから谷水とか、いろいろそれから喫茶店とか、食料店を開店するとき、水のあんばいが、これを使いますけれどもいいですかっていう水道以外のものを調べるときに調査をするそうですけど、それを1件当たり6,090円。で、期間がですね2週間ぐらいかかるそうです。どこへ持っていくかということ、専門の機関に持っていかないきませんので、ただし、佐川の保健所のところで専門の容器に入れて持って行って、そしてできたときにお金を支払うというふうなシステムになっているらしいんですが、そしたら、佐川町に井戸がどれくらいあるかっていうことも、まるっきり把握してないでしょう。

私たちの防災、虎杖野防災組織なんですけど、虎杖野防災組織では、井戸は、これを使えるよっていうことで、その防災組織の中でやってるんですよ。それをやってるところもあるかと思えます。先ほど言われた73団体のところの中で全てがやってるかもわかりませんけれども、町は、そのことは把握してないでしょう。

そういうことが、ぽろぽろぽろ抜けていくから、いざというときになったときに、何をしようぜよ。いわゆる想定外やったって言われることのゆえなんですよ。で、ここまでかっていう対応をするのは行政の仕事ですから、そのことをどこまでやるかっていう話は、いわゆる対策会議を毎月、定期的に行うことによって、1年

以内に、これはやっとうござってということが話し合われて、そして具体的に進むと、これが本当の行政の仕事ですよ。

これ、後で申し上げようと思いますけども、ほどよいまちづくりの中にも、防災対策というのはちゃんと載ってるんですよ。それを、そのままにしとくから、にわかになって、「こら、たまるか」ってということになるんですよ。

行政は、転ばぬ先の杖っていうものを町民に担保しとかないかん、そのことを問われているのではないかと思いますけど、ぜひですね、その防災組織というものの対策室なりをですね、定期的にやってほしいと思っていますが、どうでしょう。

総務課長（岡林護君）

先ほど、御説明申し上げました佐川町防災会議は、間もなく立ち上げるわけですが、これは当然、地域防災計画の見直しのためだけに、もちろん立ち上げるもんじゃなくて、その他、防災に関連するですね、さまざまな懸案事項について検討していくということでもありますので、先ほど御指摘いただいたように、より、年に数回とか、そういうことじゃなくて、もう少し定期的な形でですね、開催をして検討をしていきたいと思っています。

6 番（中村卓司君）

よろしくお願ひします。その中から、いい案も、それから、これも必要かなっていうのも出るかと思ひますし、専門の機関の講師を呼んでですね、話も聞きながら、このときにはこんな例があったというふうなこともやっていけばですね、十分対策ができていますので、町行政報告のときに、町民に言われたときに、「あっ」と思わないようにですね、ここまでやってくれるかというふうなことを思ひただけのような行政であってほしいと思ひますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。災害のことについては、以上でございます。

続きまして、ごみの処理問題について、お聞かせを願ひたいと思ひます。

この問題は、3月の議会、一般質問のときにですね、質問をしまして、横山課長のほうからですね、経過についてですね、平成23年6月の26日から同年9月の21日の訴状のこと、そして4回の口頭弁論、そしてその経過を踏まえて原告の勝訴ということで結果を見て、裁判の結果が出て、そしてそれを不満として、同年2月18

日、まあ言うたら控訴をしたというふうな経過は説明がありました。

その内容につきましてはですね、いろいろ詳しくは申し上げませんけれども、町長の答え等々も聞きましたけれども、私は、それはちょっと、まだまだ自分ではですね納得をしておりませんので、その後、3月議会以後、今までの議会の中で、あった経過とですね、結果について、そしてこの今後どういうふうに対応していくかっていうことをですね、まずお聞かせを願いたいと思います。よろしくお願ひします。

総務課長（岡林護君）

先ほどの御質問で、本年2月18日に高松高裁に控訴したと。それまでの経過は町民課長のほうから御説明申し上げてるということですので、そこまでについては省略させていただきますが、それ以後の経過ということで御説明申し上げたいと思います。

まず、その控訴理由書、2月18日に控訴いたしました控訴理由書の内容からですね、説明をさせていただきますんですが。「一審判決には理由不備、理由その違法があり、また判決に影響を及ぼす重大な事実誤認の違法があり、直ちに取消されるべきである。」こう、控訴理由書を出しております。なおかつ、「判決は、業者間の談合が行われたとするが、その根拠として記載されている各事項は、あくまでも談合の疑いが推測されるという程度に留まるものであり、これらの事柄によって談合があったとまでは、到底認定することはできないものである。」とこのように主張しております。

それからですね、「また、間接事実の積み上げとして、社会的に是認されるほどの十分な証拠も存在しない中で、他の不落札業者ともども高率で入札し、落札者が高率で落札していることを主たる根拠として談合を認定するという踏み込んだ手法は、これまでの司法には見られない突出した判断であり、証拠に基づき客観的に判断する民事司法の限界を超えているものであり、許されない。」このようにも主張をいたしております。

その他、詳論としまして、詳しい詳細な論としまして、この場ではちょっと詳しくは申し上げませんが、落札率のこと、それから判決の談合認定の理論とその誤りについて、などに触れておまして、結局、結論づけとしまして、判決の談合認定は、強引に過ぎ、地方行政における入札制度、見積り合わせの実情にそぐわないという形で結論づけております。

その後ですね、去る6月4日に、高松高裁で第1回目の口頭弁論がありました。そこでは、基本的には、諸事項の確認等が主な内容ではありましたが、その際、自分も傍聴いたしておりましたが、受けた感触としましては、まだ数回ですね、口頭弁論が開かれるのではないかというに思われます。

それから推測すると、結審とか判決はですね、これはあくまでも推測になるんですが、ひょっとして年を越すということになるかもわからんというに思っております。以上です。

6番（中村卓司君）

3月議会の中で、議事録を何遍も読んでみました。私の質問と執行部のお答えを、何遍も読み返してみました。私の能力の悪さもありますけれども、どうも理解ができない、というふうなことがあったときに、今議会で、少し確かめてみたいと思っておりますけれども、まず、町長は、ごめんなさい、何遍も聞くなと言われるかもわかりませんけど、改めてお聞きをしたい。町長は、談合があったと思っておりますか。いませんか。もう一度だけ確認で、お願いしたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。談合とは思っておりません。

6番（中村卓司君）

そこで、今回、私なりに焦点というふうに思っているのは、随意契約のその内容ですよね。これはまあ随意契約で行われてっていうふうな契約なんですけれども、競争ありき、いわゆるその随意契約でありますけれども、これは、議事録の中で、総務課長が答えていただいたと思うんですけれども、特別随意契約的なところがあるという、横山課長やったか、ちょっと名前は忘れましたが、あったんで、特別随意契約、どういう意味かなっていうふうなことを、文章の理解の中で、この議事録の文章の中で、随意契約とは、一般的に、専門の持っている技術屋さんで随意契約ということで、悪く言えば1対1でも、専門に持ちゅうんでこの方かしいないってというのが、一般的にいわゆる随意契約。いわゆる随意というのは、専門的に持っていることの専門の業者にお頼みするから、一般の方は入れませんよと、いうことの契約が、このごみの処理の委託っていう業務の委託をさせたというふうに思っています。

そこで、ただし、競争原理が働きたいということで、A地区、B

地区っていう2つの地区かしないけれども、4業者、新たな業者がありますけれども、全部で4業者になっているということを持ち込んだわけですよ。

これは、町長の本意から、もう一度それも聞きますけど、競争原理が働いてほしいということで持ち込んだかどうかということ、もう一度確認をします。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。このごみ処理の問題につきまして、数々、町民の方々にも御心配をいただき、また裁判……私自身も大変じくじたるものもあるわけでございます。

ただ、その今の形に導入した経緯につきましては、いわゆる世の中が競争というような形で、随意契約そのものが高止まりであったらいけないと、競争原理も、ごみでも、競争も踏まえて、できるだけ効率的に運営すべきでないかというようなお声もいただきまして、そうしたことで、4社に限定したのは、やはり先ほど申し上げましたように、随意契約は特定というか、いわゆる専門的なことが必要だということで、これは裏返せば、当然、町が直営でやるべきものを委託できるということでやってございまして、そうしたことで競争の原理なしというふうには、当時、導入のときには思っておりません。ある程度競争の原理は働いていただき、効率的な運営ができればというのが導入の経緯だというふうに思っております。以上でございます。

6番（中村卓司君）

高知の裁判所の事情聴取といいますか、参考人といいますか、その発言の中で、この間の3月の議会の中でも申し上げましたけども、副町長が、それと同じ発言をし、判決文の中に載っています。競争原理というものを持ち込むために、複数、2区を、それ以上のものを入れたんだというなことで、先ほど町長の言われたとおりです。

そのことで、町長が先ほど言われました。競争原理を入れることによって、いわゆる価格が安くなることを目的としたと。これが目的ですよ。というふうに発言されたと思います。今の世の中、ある程度競争原理が必要で、競争原理の中から安くすると。随意契約であろうとも安くするんだと、いうことの目的で入れたんですよ。もう一度、そしたら、お答え、お願いします。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。安くというふうなことじゃなく、効率的な運営を目指して、というふうに申し上げました。

6 番（中村卓司君）

そしたら、効率的ということ具体的に言ってください。

町長（榎並谷哲夫君）

それは、効率的といいましたら、やはり、財政面でもある程度、低廉でということも入るかもわかりません。安くということ、そしてきちっと目的が達せるというふうに、私は理解をしておるというふうに申し上げました。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 42 分

再開 午前 11 時 43 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番（中村卓司君）

いわゆる安くしたほうがいいって発言じゃないですか。僕が最初言った安くじゃないとか言うた発言、間違ってます。安くして効率的によくしたらええというのを、そこをはっきり言わんからですね、いろいろ誤解をされるんですよ。

安くしたほうがええんですよ。だから、そのために競争原理を入れたんですから。だから、競争原理が働いて安くなるって言うことの中から入れたんだから、安くならんと効率的でない、ということが言えます。1つ。

もう1つは、随意契約で談合というのにはあり得るということには、言えますかね。もし、談合というものがあつた場合に、随意契約をしておつたときに、談合というものはあるというふうな認識でよろしいですか。

町長（榎並谷哲夫君）

談合という言葉の中身で、これはいわゆる談じて合うということですから、だからその随意契約の中に、談合という言葉があるかないかというのは、私は、ここでちょっとようお答えしませんが、専門的なことになりましたら、ようお答えしませんが、いわゆ

る一般的に談合というのは、入札あるいは価格を、これ例えば、ガソリンとかいろいろ品物あります。これも、やっぱり談合というふうに判断しております、だからそれが随意契約の見積り合わせの中に談合というのがあるかないかということになりましたら、ないとは言えんと思います。

6 番（中村卓司君）

ということは、もし、その裁判の結果、談合があったと認められた場合には、それなりの、裁判所によっての、いわゆる判決どおりに事を進めていくということだと思いますが、そこでですね、お聞きをします。先ほどいただいた高知県情報対策談合マニュアル、このことをいただきまして、私、少し勉強させていただいて、このこと読んでみましたが、資料がちょっとありませんので、先ほどやいていただきました。

この談合マニュアルに、この問題が当てはまるのか、当てはまらないのか、それをどうお考えになるのか、お聞かせを願いたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

この談合マニュアルに、一応当てはまるという形で思っております。

6 番（中村卓司君）

当てはまりますね、ほんとに。ええですか、確認ですよ。総務課長は、そうじゃないと言いたいほうでしたけど、当てはまると言いましたんで、これに当てはめましょう。そしたらですね、この談合が、もし、誰かの情報が職員の中に入ったときに、どう対応すると書いてますか。誰が対応しますか、言うてくださいいよ。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午前 11 時 47 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番（中村卓司君）

そしたら、その委員会の内容を教えてください。

総務課長（岡林護君）

そのときにはですね、いわゆる談合情報の内容については、どういう内容だったかについては、ここではちょっと申し上げませんが、その談合情報につきまして、1つはですね、客観的な物的証拠、これは談合マニュアルにも、旧の談合マニュアルにもありましたけど、いわゆる詳細なメモとか、録音テープ、そして写真とかファックス送信、そうしたもののいわゆる物的証拠がないのが1つ。

それから談合情報を寄せた方がですね、いわゆる直接、談合そのものに、談合そのものというか、そのことにかかわった方ではなくて、あくまでもある人から聞いた内容であると。いわゆる風聞であったということが1つ。

それからあと、寄せられたのがですね、いわゆる見積り合わせがあつてから1カ月やったかな、ここでは正確な日数はちょっと覚えてませんが、少なくともその見積り合わせがあつてから、相当数の時間を、日にちを経てから寄せられた情報であると。それらのことを、いろいろ総合的に検討してですね、その場においてはですね、契約等審議会においては、業者さん呼び出して聴取するまでは至らないと。つまり、まだ、信憑性において、これはいわゆる信憑性があると断定できる情報ではないということで、そこまでは至らなかったということです。

副町長（西森勝仁君）

ただいま中村議員から、談合マニュアルに対応して進めてきたか、という件でございますけども、その件につきましては、裁判所で私が証言をしておりますので、その記録を読んでもらいましたら、今のお話はよく理解できると思います。以上です。

6番（中村卓司君）

残念ながら、その資料がありませんけれども、先ほど総務課長が言われた、古い情報と言われましたよね。その審議会で、いつやってるんですか、それ、聞かしてくださいよ。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午前 11 時 53 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、中村議員の一般質問の途中であります。ここで、食事のために、1時30分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1 時 29 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、中村卓司君の一般質問を続けます。

答弁願います。

総務課長（岡林護君）

午前中の中村議員の、契約等審議会がいつ開催されて、またどういふメンバーが開催に参加したかという云々の御質問がありましたので、それに対してお答えを申し上げます。

まず、審議会が開かれた年月日ですが、平成 22 年 6 月の 21 日に開催をされております。そのとき参加した者ですが、町長、副町長、産業建設課長、町民課長及びその課長補佐、これは、今回このごみの収集問題でありますので、担当課であるということで、この町民課長と課長補佐が参加しております。それから総務課長、それから事務局といたしまして、総務課長補佐と総務係が参加をしております。

議題といたしましては、平成 22 年度佐川町生活系一般廃棄物収集運搬業務の入札にかかる談合情報について、ということで議題といたしまして審議をいたしました。

事務局の説明等々あって、最終的にですね、委員の意見としまして、今回の談合情報については、入札参加者から情報が発信されたものではなく、入札執行後 2～3 週間ほどして入札参加者から口頭で聞いたものを情報として町に提供されたものである。

県の談合情報対応マニュアル第 6 条第 1 項第 7 号に記載している談合通報者が今回の通報者に当たり、第 6 条第 2 項第 2 号に記載しているとおり、今回の談合情報通報者が入札執行前に情報を入手していたかどうかは、本人への事情聴取により入札後に情報を入手していたことが明らかである。ゆえに、対応マニュアルでいうとこ

ろの調査の対象とする談合情報ではないと考えられる。

県の談合情報対応マニュアル第6条第2項第3号に記載している詳細なメモ、録音テープ、写真等の客観的な物的証拠が存在する場合にも該当しない。ということで、審議会の意見の総括としまして、今回の談合情報については、県の談合情報対応マニュアルに照らし合わせて不問とする。というような意見となっております。以上です。

6番（中村卓司君）

資料の提出の手前に申告をしてなかったもので、課長には御迷惑をおかけいたしました。これ、先ほどやいていただいて、先ほど説明があるとお聞きしましたんですが、今回の、その裁判になっている対象につきましては、先ほど説明をいただいた談合情報マニュアルと、それから契約等審議会の中の記載をされている名前ってというのは、出てこんのですけども、これはどう理解をしたらよろしいですかね。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後1時34分

再開 午後1時35分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番（中村卓司君）

わかりました。そこです。先ほどの資料とは別に離れまして、町長のお答えの中で整理をしますと、談合は1つにはなかった。それともう1つには、随意契約といえども競争原理を入れるために業者を入れた、ということでお答えを午前中にいただきました。

そうすると、その競争原理が働くことによるメリットが要るわけでごさいます。現実の場合には、現実というか事件の中では、半額近い金額で札を入れて、ものすごく安くなった業者があらわれて、そして次には、今度は99%に近い価格になったことについて、おかしいのではないかというような内容です。

といいますと、町としては、競争原理が働いてほしいけれども、入れたときには働いたけれども、次に入札になったときには、競争

原理が働かなかったと、こういう理解が正しい理解だと思います。そこで、この競争原理を入れたことによって、町長は、去年、また25年度の入札も既に終わっているんですけど、そのことについての成果っていうのは、あらわれているとお思いでしょうか、それをお聞かせ願いたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

これは、諸般の事情があつて、業者の方も、それなりの見積りをしていただいておりますので、私は、その競争原理も含めて適正な処理が行われる、その一般家庭ごみの収集が行われておるといふに判断いたしております。

6 番（中村卓司君）

それでは、ちょっと時間がたちましたので、言いたいことの整理がちょっとできにくうございますけれども、それでは競争原理も行われながら、今回の、25年度の入札結果、ここにございますけれども、競争原理が働いたとお思いであるということでお答えがいただきました。

例年とは違って、1回、2回、3回というふうな形で、最終的には落札をされていますけれども、このことについて、もう一度お聞きしたいと思いますけれども、これで競争原理が働いて、適切な入札が行われたと思つているか、もう一度お聞かせを願います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。先ほど、御答弁申し上げたとおり、それぞれ諸般の事情もございまして、業者の方は、それなりに競争していただいたといふに判断をいたしております。

6 番（中村卓司君）

ことしの結果を申し上げますと。Aコース、Bコースとがございまして、それぞれ普段なら、2回ぐらいで大体落札数が終わるわけですけれども、今回は3回。それで、3回目でA地区が95%、95.35%。そしてB地区が99.17%。本来の競争入札とかいろいろ一般競争入札になりますと、とてもこんな金額は出んわけですけど、これでいくと、競争原理というのは、あるにはあつたけれども非常に働きにくかつたと言える数字だと、数字からいいますと、思います。

そこでですね、これを、町民目線で、私の発言をいたしますと、この95%、99.何%という数字が出るのは、いたし方ない部分もあると。といいますのは、予定価格というのは、その工事、一般工事

からいいますと、表に出やすいという、予算書なり、出てきますんで、比較的出やすいんですよね。それと、前年対比というものを非常に比べますんで、前年どれぐらいでっていうのがわかりますんで、非常に近い金額が出ると、いうことになろうかと思えます。

それでも、業者間の中から競争原理が働いて、もう少し、血税であります税金で行う事業でございますから、安くなってほしいというふうな思いもありますが、かといって業者が潰れるような金額になってもまずい、というふうな思いもあります。

そのことの意見は、私の意見を受けとめて、町長、いかがですか、どう思えますかね。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。これは、やはり、それぞれ先ほど来申し上げておりますように、これは、ごみ収集というのは、本来なら、行政が直営というのが基本でございますけれども、諸般の事情がございまして委託をさしていただいております。

そうしたことで、業者間においてもやっぱり、自分たちの経営内容、そして諸般の事情から考えて、やっぱりギリギリのところを、やっぱり指名していただいたというに思っております。私は、決して、町民の方々に過度な負担で、高く、業者の方に請け負っていただいておりますというふうには思っておりません。

これは、数字が大変、99とか95とか躍っておりますけれども、このことで、いわゆる悪質な、いわゆる談合が行われたというふうに判断するのは早計かなというに、私は思っております。今まで、いろいろな形で、いろいろの意見もいただきながら、そして県あたりの考え方も聞きながら、積算については適正に積算をいたしておりますので、その範疇でございますから、私は、適正に、これは仕事をしていただいております。私、適正だというふうに思っております。

6番（中村卓司君）

違いますよ。その談合というのは、そのとおりの事件のことを言っただけで、別に、これを談合と言うたわけじゃなくて、競争原理が働いて、町としてよかったかな、という質問をしたんですから。談合の問題は、手前に、質問をしました。で、今言ってるのは25年度ですから、このことが行われたかとか行われてないとか、私は言ってません。ただ、競争原理が働いて、適切な金額で落札がなさ

れたかなあという思いがあったんで言ったんで、ただ、これがですよ、過度な、町民に負担になっている金額ってないとおっしゃいましたよね。

ならば、なぜ、業者っていうものをですね、競争原理の中に入れたんですか。それやったら、競争原理が働かなかったっていうことでしょう。だから、競争原理というものを入れたかったんで、と言うたら、成果がなかったんじゃないですか。

逆に言うと、今まで、二業者の場合は、100%でしたから、若干安くはなってます。だから、それがあかんで、業者を増やして、もっと低くというふうにしたというのが本来の姿で、それが働いてなかったというのが、そりゃ言えることじゃないですか。だから、そのことに疑問がありますよ、と言ったんで、町長は、そうじゃないって言いましたけど、そうじゃないことはない、そうではない、と私は思っています。

そこでですね、多分、これはこのままで、もし、裁判の結果が、そのままでいきますと、ずっとこのままでいくんですけど、もし、裁判で負けて、これも前回問いましたけども、町のほうが負けてですよ、裁判所の言うとおりのしなさいという結果になれば、当然、それは裁判所の言うことを聞いて、やりますかね。それとも、さらに上のほうまで訴えるという気持ちがありますかね。お答えをいただきたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

この件に関しましては、控訴をさしていただきまして係争中でございますので、その結果論については、ここで論じるところではないというに私は思っております。

6 番（中村卓司君）

私、もともと、どこでこういうふうになったかな、っていうもとの端のことを考えてみました。それは、私なりの結論は、最初の端の、町民の方からお話がきたときに、委員会も開いたそうでございますけれども、談合がなかったっていう結論を出したことについて、その結論のありきの中から、どんどんどんどん進んでいった結果、こうなったというふうに思っています。

で、委員会ですから付託するわけですので、委員会というか、そのメンバーで話すわけですから、その結果を尊重しなければなりませんけれども、もう少し、真剣に、まじめに、清潔に、潔白に、け

んれんに、清い気持ちでそのことを審議していたならば、違う結果が出たのではないかというふうに思っています。私のほうは思っています。

何事についても、こういう結果になることが多いのではないかと、思っていますし、それから、これの最後の端の始末をつけるときには、ほんとに一生懸命、訴えるほうにも、それから行政のほうとしても、町民に顔向けができるような答えを出してほしいというふうな思いがいたしますので、そのことをつけ加えておきますが、そのことについて意見があれば、聞かしてもらいたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

そのことにつきまして、この件につきましては、先ほど申しあげましたように、係争中でございますので、ここで結果論、私が論じるべきじゃないというに申し上げております。

当然、行政として、私としては、町民の方々には、やっぱりきちんと、理解できるような形のを構築するのは、これは役目でございます。

そういうことで、今、この問題につきましては、結果が出るまでは肅々と進めてまいりたいと考えております。

6 番（中村卓司君）

わかりました。私としても、まだまだ気持ちの中では 100%消化はしておりませんが、この問題をいつまでもやってもいきませんので、まだ問題が、質問の事項がありますので、一応、きょうの質問の中では、ごみ処理につきましては、以上にさせていただきます。

続きまして、観光協会の内容につきまして、お聞かせを願いたいと思います。

この問題につきましても、一般質問の中で、3月議会、準備はしておりましたけれども、それこそ時間がなくなりまして、一般質問ではないところで質問をしまして、十分にお答えがいただけなかったんで、質問をしたいと思いますが、この事業は、上町のいわゆる歴まちの事業の、私は、線上の上にある事業というふうに認識をしています。

町民にとって、余り評判がよくないというような発言も町長からもございました。したがってですね、ほかの事業より、より一層ですね、慎重に、厳密に、清潔に進めていかないかん事業だというふ

うに思っていますので、質問をするわけでございますけれども。

3月議会の説明の中では、この協議会の概要説明がありましたけれども、説明会ですよ、説明会の中で概要説明がありましたけれども、もう一度ですね、発足に当たりまして、経過が、どのようにした経過で始まって、どのように具体的に実施をしていくのか、また、今の進捗状況についてもですね、お聞かせを願いたいし、今後、どのように実施をしていくか、まず、それをお聞かせを願いたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

観光協会の業務内容、経過等についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、設立の背景でございますが、国のほうでは平成18年に観光立国推進基本法というのが制定され、平成20年に官公庁が発足しております。また、高知県では、平成21年に産業振興計画が策定され、観光の振興を掲げ、ということが大きくうたわれ観光に推進されております。

佐川町では、議員申されましたように、歴史的風致維持向上計画が平成21年に認定されたところでございます。上町周辺の整備、体験型観光の推進を地域住民とともに推進しておるところでございます。

そうした状況の中、佐川町の観光推進を図る上でさまざまな課題、問題がございます。

まず、町内外の方々から、佐川町の観光窓口の一本化をしてほしい、というような声が多々寄せられておりました。また、観光資源の管理、運営を一元化してはどうか、と。また、そのような観光資源を、さらに磨き上げていく必要があるのではないか。さらには、観光資源を、もっともっと発掘していくべきではないか。観光商品の開発ということは必要ではないか、というような課題。さらには、町内外各観光団体等との連携が十分ではないではないかというような課題がございました。

このような経過、背景、また課題に対応するため、また円滑な佐川町の観光業務を推進していくというようなことで、この4月に、さかわ観光協会を発足させていただいたところであります。

この業務内容を簡単に申しますと、今言いました課題等に対応する、あるいは、これから進むべき内容として捉えておりますが、業

務内容は、観光窓口の一本化。観光資源の管理、運営。観光資源商品の発掘、開発、磨き上げ。観光イベントのサポート。町観光業務のアウトソーシング。広域観光の推進。こういったことを業務と掲げ、観光に関する事業振興、地場産業の振興をもって地域経済の発展とか文化振興ということに寄与していこうとしておるところでございます。

現在のところは任意団体で発足をいたしまして、役場の東庁舎2階に仮事務所を設置してございます。そして、業務的には、今度日曜日に、また150年契機で生まれました「牧野聖地を歩く」というものを実施していく、あるいはまた、その中で「富太郎弁当」とかいうものが出てきましたので、それのかかわり、それと法人化へ向けての取り組み、法人化を8月の1日に法人化にして旧の浜口家住宅のほうに事務所を設置して、そちらのほうに移っていくようにしてございます。

さらに、10月の1日からは、この法人化で、旧浜口家住宅を町から指定管理を受け、名実ともに上町を中心として佐川町の観光振興、地場産業振興に図っていくように、現在、業務作業を続けておるところでございます。以上でございます。

6番（中村卓司君）

一連の動きにつきまして、また、内容につきまして説明がありましたので、一問一答式でございますので、全てをこう網羅していきますと、整理がつかなくなりますので、細かく、まず聞いていきたいと思えます。

まず、多分、渡辺課長が読み上げたのは、これだと思えますけれども。これが、説明会のときにいただいた資料でございます。3月のときのね。資料でございます。先ほど言ったとおりのこと書いてありますので、これは渡辺さんがこしらえたのではないろかと思えますけど。

そこでですね、細かく、先ほど言ったように、ことからひとつ聞きたいと思えますけれども。まず、1つ、組織のことについてお聞かせを願いたいと思えます。

もう既にできているかもわかりませんが、お聞かせを願いたい。1つには、組織を立ち上げるわけですから、定款というものが必要になるろかと思えます。それができているか、が1点。それから役員会が必要になりますので、まだその役員会ができてないか

もわかりません。できてるかもわかりません。その会長、理事、監事という組織が書いてございますから、そういうのをどういった方法で選ぶのかということと、事業計画が当然必要ですから、1年間の事業計画というのがあるって、どういう内容になっているかということが出てきます。事業があれば、予算です。

この資料の中にも、ある程度の予算、それから3月議会の中で、予算書が提出されましたんで、それを少し私も目を通しておりますけれども、そのこのへんの内容について、その4つから、まず、組織の立ち上げどうするのか。役員はどうやって決めるのか、決まっているのか。事業計画の内容は決まっているのか、決まってないのか。予算についてはここに書いてあります。この内容でいくのか、いかないのか。その点を4つ、先にお答え願います。

産業建設課長（渡辺公平君）

観光協会設立に当たりまして、ちょっと説明不足であったかと思っております。3月にも説明さしていただいたところですが、最初に説明会やりまして、商工会のほうで説明やりまして、それから準備会やりまして、3月29日に設立総会というのを開催してございます。3月29日の設立総会で、さかわ観光協会の会則、それから会員の会費、理事及び監事の報酬等の支給の基準、それから協会の予算、それから事業計画、役員の選任ということを設定総会の場において、議題として出し、決定さしていただいております。

役員のほうは、10名おいでになりまして、会長が、先の商工会事務局長をされておりました安達さん、それと副会長が土本観光りんご園の土本さん、それと黒岩観光の川崎さん、あと7名の役員がおいでになります。それと監事が2名で、監事のほうでは、金融団、町内4社のうちから2名が監事となっております。現在のところ会員が、正会員が30名で、賛助会員が2名という状況でございます。

6番（中村卓司君）

会費も決めたってありますので、この概要の中には、会費の、空欄になってますんで、会費がどれくらいか、それから予算について、大体これが原案になってると思っておりますけど、この説明のあったのが。これから変わっておったら、それを聞かせていただいたらいいと思います。それと、事業計画の内容で、こんなことを具体的にやりますよ、という計画の中で、全部によびませんので、あったら教えて

いただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

会費ですが、年会費が、正会員の団体が1件につきまして1万円。それから個人が5,000円。賛助会員、これは、この目的に賛同して入っていただく方で、総会なんかの議決権はございませんが、賛助会員、3,000円です。ところが、本年度におきましては、8月法人化ということで団体会員の1万円は本年度に限り6,000円。個人会員の5,000円は3,000円。それから賛助会員の3,000円は2,000円となっております。

それから、予算につきまして。予算につきましては、御説明しましたものとほとんど変わりはないというふうに認識をしてございます。

それから、事業の計画ですが、今、私申しました観光窓口一本化から広域観光事業まで、それぞれにつきまして、観光事業の一本化ではこういうことをしていく、観光資源の管理、運営ではこんなことをしていく、とか、具体的なものを、それぞれお示しして、事業計画ということをお認めいただいております。

6番（中村卓司君）

だから、その計画の具体的なものを、全部によぼるので、一部を言うてもうて、「こんなことをやります」って、ちゃんと聞きよってくださいよ。それを言うていただくということ、ちょっとそれ先をお願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

具体が足らずに申しわけございませんでした。まず、観光資源の管理、運營業務。これは町の施設でございまして、今先ほど申しました浜口邸、これは指定管理で10月から、また、既に建っております文庫庫舎も10月から、牧野公園の管理等につきましても10月から、というふうに予定しております。

10月からの指定管理に向けて、展示案内の検討、準備。牧野公園は町委託のとかの元気村、くろがねの会、シルバー人材センター、町民有志等とともに通年管理と。あと、本年度実施します名教館につきましては、一部工事の進捗状況に合わせて活用方法を本年度検討していくと。それから観光資源、商品発掘、開発、磨き上げ事業、土産物企画開発業務、通年。食の商品企画開発、通年。体験型観光商品の企画開発業務、通年。新規イベント企画開発業務、通年。な

ど、新規イベントとしての事業の大小にかかわらず、主催イベントを開催していく。

また、観光イベントのサポート事業、花見事業は3、4月。えびす祭り、文殊祭サポート、たらふく秋まつりのサポート、酒蔵ロード劇場のサポート、イルミネーション事業のサポート。

また、町内各地区にありますイベントのサポートと、こういったことを考えてございます。

それから、町の観光業務アウトソーシング事業としまして、町が実施しておりました受託業務、それで、町のPR、町の物産のPR業務、それから高知ファイティングドッグスの活用業務、さらには、移住促進業務、町観光事業中、計画策定地以外の観光業務を受託。移住促進業務は、県事業が確定し次第、町PR業務として窓口業務本稼働に合わせて実施していこうということでございます。以上でございます。

6 番（中村卓司君）

私の聞いたかったのは、その観光業務っていうのはこう書いてあるんで、それを棒読みされたんですが、いわゆる具体的に、例えば、新規イベント企画開発の事業業務について、こんなことをやってこれを新規イベントの企画というのを企画するんだとか、それから、花見事業、えびす祭りというのは、それやるんで、それは具体的なことなんですけど、余りにもファジーに、この事業の内容については書いているんで、この事業を進めるために、こういうことをするんだというものがあるかなあと思ったんで、事業計画について内容を聞かせてくださいという質問をしたんですよ。

だから、それないんでしょう、本当は。具体的にこれをやるっていうのは。だから、そこをやらな、何にも仕事はできない。で、最初の端の質問は、何をやらすつもりですか、っていう質問をしたのは、こんなことを羅列するたを聞いたんです。これは当然やらないかん、具体的にどういうふうにやっていけるか、っていうことを聞いて、それなら、職員が、手前に言いますけど、この職員で足るのかという心配をするというふうな形で、質問を私はしたかったんですよ。だからほんとに、こう見事にできてるんですけども、これがやれば、それは100点満点できますし、私たちも、決してですよ、このことが悪い事業ではない、この事業自体を観光協会て、むしろ前にあったときには、なぜなくするんだっていうことを、私、

反対したぐらいのもんですから、あったほうがいいんですけども、ほんとにやれるかなと、余りにも総花しすぎで絵に描いた餅に終わってはしまいませんかというふうなことから、その質問をしたんですよ。

具体的な計画もないみたいですから、それは仕方ないんですけども、今後つくり上げていただくということにしたいんですけども。この予算、予算がですね、全部で2,870万というのが、変わってなかったら、その金額だと思えるんですが、ただ、会費が入っておりませんので、ちょっと何十万か大きくなるかもわかりませんが、2,900万ぐらいで実施されるわけですけど、この予算の内訳を見ますと、人件費と総務費っていうことで1,500万。1,500万から1,600万ばあですよ。となると、事業を実際するのに、1,200万から1,300万ぐらいでやるというふうな、ざっくりの計算ですけど、そうすると、これの仕事ができるかなっていう心配が1つ。それから、先ほど言った、人員的に、この人数でできるかな、というのが1つ。その心配を、私の気持ちから払拭していただきたいと思えますけれども、課長、いかがですか。

産業建設課長（渡辺公平君）

先ほど、私申しました計画につきましては、おっしゃるとおり総括です。で、これを今、具体的に進めていく中で、事務局があり、役員があり、会議があり、その中で具体を、実施計画を計画して、それを実行に移していかないかというのが実態でございます。

今の段階で、全てが、詳細までできておるものではなくて、これからそういった会を重ね、地域と連携していきながら、今の内容のやつをさらに具体化して実行していこうというものでございます。えらい説明が不足しておりますので、申しわけございませんでした。それと、この、おっしゃるとおり人員の確保、人員の予算、等が大部分あるわけですが、これは町からの業務委託とか、あるいは雇用対策とかいうような業務、それと町からの指定管理を受ける、というようなことで予算をなるだけ、一財が要らないようなことで捉えてございます。

それと、人員的には、法人化時には、5名体制を考えておりますが、実際その業務を、詳細をつくって行って、地域と連携して行って、具体がどのようになっていくのかということを見ていかないかと思えます。

職員を8月から2名派遣して、その中で実施していこうとしておりますので、以前の観光協会からいえば、人員的には充実しておりますが、先ほど私が読み上げました計画内容というのは、多岐にわたり、本当の意味で、これが実現できれば、見事な観光振興、佐川の経済発展につながるものであろうかと思っておりますので、そこなへんは、動かしていきながら、人員的なもの予算的なものを捉えていかないかというふうに思っております。

6番（中村卓司君）

予算を伴い、いわゆるお金を伴って事業を実施するわけですから、それぐらいの効果、費用対効果、計算していると思っておりますので、お答えいただきたいと思っております。

産業建設課長（渡辺公平君）

これ、はっきり言いまして、観光振興、六次産業の育成、移住促進とか地域住民との交流とかいうことがねらいでありまして、実際、何人来てとかいうような具体的なものは、はっきりとしたものは、つくってないところですが、ただ、牧野ふるさと館ができて、そこで、くろがねの会の観光ガイド、これ、観光協会へ係っておるわけですが、既に、4月24日にオープンして4月だけで250名。それから5月になってきたら、800名ぐらいの方が、観光ガイドとして来ていただき、これは地元のほうで昼食とか、あるいはまた土産物とかいうものが買われております。

こういったことを通じていき、さらにこれで、名教館ができ、いうことで連携とあるいは業務を確実にいけば、今言った数字がさらに拡大していき、地域貢献とかいうことができるんであろうかと思っております。

観光協会だけでもうけて、観光協会を自力で経営をしていくと、これも一つの町の負担が要りませんので、大きな目標ではあるわけですが、やはり、取り組みは、地域経済の活性化、地域商店への活性化、そこなへんでなかろうかと思っております。

ちょっと答弁がちぐはぐになりましたが、具体的なビーバイシー、費用対効果、ここへこれだけ金が要るからこれだけの、ここへの利益が減るとかいうようなものは、申しわけございませんが、つくってございません。

6番（中村卓司君）

費用対効果っていうのを申し上げましたところ、町からはお金は

要らるので、観光協会がやるという発言がありましたけども。ええですか、これ、町から、観光協会がやるんで、町は痛くもかゆくもないような発言をしたと、私は捉えたんですが、言ってませんかね。それではですね、費用対効果で、いわゆる、まだその計算はしてない、計算はしてないけれども、観光とか将来に向かって、佐川で有為であろう、大変結構なことでございます。私も大賛成でございますけども。これって、計画的に考えた場合に、何年をめぐって、という計画もないんですかね。答えを願います。

産業建設課長（渡辺公平君）

先ほど言いましたのは、町から出さんからじゃなくて、町から負担も要ります。それをビーバイシーの中で全て町が負担せず経営ができるようになるというのが観光協会として、それも目標の一つかもしれません。

ただ、先ほど、私、読み上げました、この観光業務の中での商品の開発をしていこうとか、要は、人に来ていただいて、楽しんでお金を使うていただいて、地域へ還元できるようなものもつくらないかん。先ほどの課題問題のところでも言いましたが、佐川へ行っても買うものはないぜよ、食べるものはないぜよとか、窓口がいっぱいあってから、どこへ問い合わせしたら、わからんぜよと、いろいろの観光施策というのは、私も役場におりまして、以前もかかわってきたことはございますが、相変わらず同じような課題、問題を町内外から突きつけられております。

それを何とかして、この観光協会をつくり、土産物開発をしていく、今、地域ではグループをそれぞれやられて、それなりのものも育ってきております。これ、本当に商品価値が高いものを買うていただけるものを、また、NPOのほうでは、観光ガイドをやっております。観光ガイドをやって、地道にやっていった成果が上がり、さらには、歴まちで施設が出てくる、これへ連携して行ってやれば、観光ガイドにも、1人500円とかいうようなお金も入ってくるし、それがさらに増えていけば、それなりの潤いもあります。

はっきり言いまして、今の段階で人が来ていただいて、何を売る、だから、これだけのビーバイシー、経済効果が上がるというのは、佐川町では、はっきり言うて、まだ言えないと思います。つくり上げていかないかん、早うにそういったものが買えるように、売れるように、商品として出していく、説明ができる。いろいろその取

り組んでいく中で、課題はありますけど、これを一つ一つ潰していくことによって、皆が一緒になって地域の活性化に取り込めていけるようにしていかないかん。

ある面言えば、今までのずーっとの観光振興に取り残された、積み残されたことを、今回の観光協会というものを設立をもって、何とか、もう最後のチャンスだぞ、というばあゝの熱意で取り組み、私自身もそのように思うてます。

そうすることによれば、早い段階で、そういう経済効果が期待できるようになる。これをしていかないかんという時期だと思てます。

えらい、明確な答弁にはなりませんのでして申しわけありませんが、私は、そんなに考えてございます。

議長（永田耕朗君）

中村君、答弁を聞き漏らさないようにお願いをいたします。

6 番（中村卓司君）

私も、渡辺課長と同じ意見でございます。なぜ、これが早くできなかったのは疑問です。これは、総合計画の見直しをしなかった町長に責任があると、私は思っています。早くやったほうがよかったです。上町の事業の中から、もっと手前に計画をして、この事業が進んでおったら、早くできたと。ぢぢちにしても、それから黒岩印にしても、地域で頑張っている人がおるのに、せっかく頑張っている人の受皿がない。いわゆるこれが受皿になっていけば、最高だと思てますので、その熱い気持ちを現実のものにしていただいて、具体的に動いてほしいと思てのが、こういう体験だとか、いろいろ、食のっていうのの、もっと底の事業を早くやってほしいと思てて発言をしたところでございます。

思ては、多分同じだと思てます。そこでですね、もう1つお聞きしたい。法人、法人というの、いろいろありますけど、どういう法人にするつもりですか。

産業建設課長（渡辺公平君）

一般社団法人を考ててございます。法人化には、民法法人でいえば、財団法人とか社団法人でございますが、財団は、金の集まりです。数団体が出資して、財団つくるわけですが、観光協会というの、人をたくさん、会員をたくさん集めていって、その中で運営していくと。中には、目的賛同者だけの賛助会員とかいうのもございます

が、広く会員を募って、その中で、意見を聞き、進めていくというのが、一番好ましいという認識で、一般社団法人を考えてございます。

6 番（中村卓司君）

一般社団法人と言いましたよね。これは、法律上できるんですか。私の調べた範囲では、できない。財団法人かし、とる方法がないというふうに思ったんですけども、そのへんの調べは十分できてますかね。

産業建設課長（渡辺公平君）

以前、つくっておりました観光協会は、社団法人でした。その後、公共的なことを担える公的社団法人と、そこまではいかんけど、というような民法法人がございまして、それが、一般社団法人ということでして、これは、設立可能であるというふうに認識して、今、進めておるところでございます。

6 番（中村卓司君）

わかりました。そこのへんの勉強を十分なさってやっていただきたいと思いますが、それでですね、こういった公の機関が、えてして赤字になってですね、抱え切れなくなる、それが財政を圧迫するということにもなりかねん危険性のものだというふうに思っています。その心配をすれば果てがないんですけども、悪い例で出しますと、ソニアとかいった、あれは株式会社ですけども、ああいった大変な重荷にならないようにですね、無駄金を使わないようにしていくような方法で、先ほど言った、熱い人、熱い思い、中からですね、成功の道を一步でも前向きに進んでほしいというふうに願っています。

少し、私のこの中の思いを一つ申し上げますと、内容の中に、この業務の内容の中に、例えば、くろがねの会との連携というのは具体的に出てきません。先ほど少し課長のほうが触れました。それから、もう一つは、北見市の関係の交流とかいうふうなもの出てきません。

それから、町長は、もう町の駅でええわよって言うて、一応終止符を打たれましたけども、道の駅の問題も出てきません。それからもう一つは、時々議員さんの中から、私が代表してるんで、個人的なことではございませんけれども、脱藩の道のイベント、これも出てきません。いわゆる、そんなことはないよというたら、各種イベ

ントのサポート、ここへやったらええわというふうに出てくるかも知りませんが、こういった具体的なものはですね、入れていただく。私が思いつく範囲ではそうなんですけど、そのぢぢちの問題、それから黒岩印の問題があります。そこのへんを、具体的に詰めていただけると。これはあくまでも案でございましょうから、まだ、法人になってから正式に動くと思いますので、その中で、メンバーさんに役員さんが数名おられますので、その方ですね、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

それから、職員さんが、この間チラッと見かけましたけども、こういった事業は核になる職員さんが必要ですよ。例えば、役場の職員さんみたいに、こう異動していくじゃあいうことはもちろんいきませんし、法人になれば、動くことがないでしょうけれども、核になる人を、ひとつぜひ養成していただきたい。

原田君がこの間の新聞にもちょっと出てましたんで、多分原田君が核になるかと思えますけれども。彼一人でも大変でございませうけれども、それを十分サポートしていただいて、仮称観光協会、法人になることになろうかと思えますけれど、その顔になれるように、本人も努力はすると思えますけれども、周りからサポートをしていただくようお願いをしたいと思えます。

だから、核になる人間を動かさないようにしてほしいという思いがありますけれども、人事権は、これはどこにあるんですかね。町長にあるんですかね。それをちょっと、あつたら聞かしてもらいたいと思えますけどね。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。もう既に、先ほどから議論がありますように、まだ、任意団体でございませうけども、社団法人化ということで、これは観光協会の中で、人事をつかさどっていただくというに思っております。

それで、ただ、スタートまでには、職員の派遣も、当議会で、条例もお願いしてございまして、一応固まるまでは、ある程度の町からの援助も必要だと思えますけども、人事そのものはもう観光協会のほうに移ってございませう。

今、個人的な話が出ましたけども、これは私の辞令ではございませう。

6番（中村卓司君）

多分、これが、佐川町浮上の、まあ言うたら、ものすごく大きい原点になろうかと思imasるので、頑張ってほしいと思imasし、次の町長にしっかりと送っていただきたいと思imasるので、よろしくお願ひしたいと思imas。

それでは、次に、質問に移ります。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 23 分

再開 午後 2 時 25 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番（中村卓司君）

それでは、メガソーラーのことについて、お聞きをします。メガソーラー、これも前回のときに質問をしまして、一般質問ではございませんでしたけども、地域の皆さんの御理解ができているかっていうことの質問をいたしました。

そのときには、そういうふうな方向でいきますということございませんでしたけども、その後、説明会のことも含めまして、ある程度、基幹的に説明をするというふうな話が進んでおるようございませんで、どこまで進んでいるか、お聞かせを願ひたいと思imas。

総務課長（岡林護君）

メガソーラーの事業について、地元説明の進捗ぐあいについての御質問でございます。

まず、西佐川のほうのメガソーラーの地元説明について、お答えを申し上げます。まず、この件につきましては、まず自治会長さんにお話しをして、自治会長という言葉を使いましたのは、4月の部落長総会で、今後は、部落長というのを自治会長というのに改称するということになりましたんで、そういうに使わせていただきますが、まず、自治会長さんにお話しをして、その後、自治会住民の方々に御説明をするということで段取りを進めております。

そこで、去る5月30日に、西佐川のメガソーラーと関係いたします荷稻の自治会と青去の自治会、荷稻の自治会のほうは自治会長さん、それから青去自治会は自治会長さんと自治会の役員の方々、

総勢 10 名ほどの方々に役場にお越しいただきまして、産業建設課と総務課が事業の概要と今後のスケジュールにつきまして、御説明を申し上げました。

その結果ですね、自治会の皆様には御理解いただいたところです。それから、別に反対の御意見は出ませんで、むしろ、御出席者のお一人は、遊休地の活用を図れるし、草刈りの必要もほとんどなくなるし、新エネ対策になるし、と一石何鳥の、非常にうまみのある話じゃないかというような御意見もいただきました。

また、その場ではですね、自治会住民の皆様への全体の説明会の日程調整もいたしまして、来る6月の22日土曜日午後6時から荷稻の小富士集会所で荷稻自治会と青去自治会の住民の皆様にお集まりいただきまして、説明をさせていただくということになっております。

それからもう1つの、鷹ノ巣のメガソーラー事業につきましてはですね、鷹ノ巣養豚団地廃止後、未利用地で遊休地でもあった町有地の有効利用と環境負荷の少ない環境循環型社会の実現に向けて、このメガソーラーの事業所と基本協定書を締結して20年間の土地賃貸借契約を交わしているところですが、この設置におきまして、現在ですね、養豚団地存続時の公害防止監視委員会が養豚団地廃止後、開催しておりますので、当時、協議等しておりました須崎市長さん宛に御理解と御協力をお願いする文書を、本年1月に送付いたしました。

また、副町長と産業建設課長、総務課の課長補佐が、直接須崎市にも出向きまして、お話しもして、御理解をいただいております。また、同じく本年1月にですね、斗賀野地区の狩場自治会の自治会長さんに対しても、同様の文書を送付させていただいております。

それからまた、メガソーラーを設置する業者が、契約締結後、隣接する山林の地権者に対しても、挨拶を兼ねて事業説明をさせていただいております。そういうのが現在の状況でございます。

6 番（中村卓司君）

ありがとうございます。いずれにしても、ね、細かいところまで説明をして、理解を得ておくことが大変重要でございます。この前の議会でも申し上げましたけれども、もう養豚場があがる時点のときでも、そういうことも問題もありましたし、反対運動の中から上がってしもうて大事が起きたと。地元の説明もなし、と。それから、

中学校の解体のときも地域の説明したし、それから高北病院のときにも説明したし、というそういうことをやっていくことによって、お互いが理解をしあえるということが必要でありますので、ぜひ、今回のこともですね、十分に手を足らしていくことが必要だと思いますので、その努力を重ねていただきたいと思います。

そこで、もとに戻りますが、補助金の返還のクリアはできたのか、それともう1つは、規模の、設計図というのが既に、これは西佐川駅前の方なのですが、できているかっていうことを聞かせていただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。公共下水道関連の処理場の予定地が、以前計画されておりまして、その用地でして、事業の廃止、補助金の関係の手続き、終わりました。昨年度末に終わりました、補助金は返還は1円も発生しませんでした。

（「設計は」の声あり）

産業建設課長（渡辺公平君）

設計というのは、まだ事業が全く、この三者、西佐川の後ろですね、町と県がやる、それから相手方の民間企業とか、全くまだ決まっていないので、具体的な設計とかいうのは、ここで契約されて、その後になります。

6番（中村卓司君）

補助金はクリアされてる、ただ、その説明に行くときに、現地に、設計図がないと、どれぐらいのものができるとかっていうことの説明ができんがやないろうかと思ひますし、よそを見てきましたら、2メートルか3メートルぐらいの柱が立っていて、足場組んでその上にパネルがはまってるという設計でございます。そのものを見てないと、説明もできんがやないろうかと思ひますが、説明も、だから、何回も丁寧に、今回1段階、2段階、3段階というものをしながらですね、地域に説明して行ってほしいというふうに思ひます。

多分、みんなの回になったら、そういう、僕みたいな意見もできるかもわかりませんので、その段階を追ってやっていただければと思ひますけども、どうでしょう。

総務課長（岡林護君）

今回の、6月22日に行う説明会ではですね、先ほども産業建設課長が申しあげましたけど、まだ、いわゆる相手方の民間業者も決

まっけない段階ですんで、まだ具体的な設計図をもとにということにはできませんけど、ただですね、まず1つは事業の概要ですね、事業の概要、それから今後のスケジュール、それからこれは西佐川の分の設計図ではないですが、要するに、よその事例の、そうしたメガソーラーのそういう、結構、写真とかそういうことになろうかと思えますけど、それとか、何といたしますか、こう、下にコンクリートがあって、そこに下駄がはかされて、その上にこういう斜めの太陽光板が設置されると、そのへんの拡大されたもの、そういうものは資料にして出していこうというに思っています。

今後また、設計ができた段階、そういうことをおっしゃってると思うんですけど、その段階ではまたですね、また内部で検討いたしまして、そのことについては、説明ができるような形でやっていきたいと思っています。

6 番（中村卓司君）

ぜひ、丁寧な説明をお願いします。これは以上にしまして、最後の質問の高北病院の質問に移らしていただきます。

高北病院、新たに新設をされまして、新たな一步を進んでいくわけですけれども、これを機会にですね、今まで以上に患者さんに優しい医療ができるようにしたいものでございますし、会のたびに、これを機会に、今まで悪いとされたことを是正ができるような手段をとっていますか、とってくださいね、とお願いをしておきましたので、ぜひそのへんの手配りができているかどうかを、お聞かせを願いたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

中村議員の御質問にお答えをいたします。私の答弁、少し長くなりますが、お許しをいただきたいと思います。

高北病院の耐震化事業につきましては、地域住民の皆様の御理解のもと、議会の御賛同をいただきまして、平成 22 年度から 4 カ年の継続事業として実施をしてまいりました。おかげをもちまして、この 3 月には、一部の工事を除きますけれども、新病院が完成し、5 月から新病院で診療を始めております。

引き続きまして、既存棟の改修工事などを行いまして、この 10 月末には全体工事が完成する見込みでございます。この耐震化事業の結果、新病院は最新の耐震基準で施工されまして、災害時の救護病院としての地震への備えを充実させることができたと思います。

御案内のとおり、旧病院は、5つの建物に医療機能が分散しまして、患者さんの動線距離も大変長くなるなど、御負担をおかけしてきましたけれども、新病院では、医療機能が集約化されました結果、相当、改善が図られたところでございます。

また、新病院は、全面的にバリアフリー仕様でございまして、トイレ、階段、エレベーター、特殊浴室など、設備面でも高齢者や障害のある方には、配慮したつくりとなっております。旧病院の病室、診察室、待合い、廊下などは、以前から暗いとか、汚れた壁、狭い部屋、狭い廊下といったイメージが強かったようでございますけれども、新病院では、これらが一新されたのではないかと思います。病棟では、中央部にナースステーションを配置いたしまして、ナースコールへの迅速に対応できる機器の整備など、患者さんの視点、看護の視点を重視した機能を持たしております。

そのほか、LED照明の採用、ゆったりした待合いや清潔な病室、広い廊下、談話コーナーの設置など、療養環境が大幅に改善されたと思えます。

医療機械器具につきましては、新病院のオープンに合わせて、新機種の購入、更新を行いまして、診療内容の質的向上につなげるように努めました。

かねてからの懸案の外来診療の待ち時間の問題につきましては、これまでも改善に努めてきたところでございますけれども、まだまだ十分でない点もございまして、御迷惑をおかけしております。旧病院の例によりますと、旧病院での予約診療におきましては、1時間単位の枠で予約を受け付けておりました。

例えば、内科、整形外科で、8時30分から9時30分まで、循環器科では9時から10時までというように、1時間枠の中で再診の患者さんの予約を取らせていただいております。けれども、高北病院、ほんとに定期診察の必要性のある方が多くて、1時間枠に、今までは10名から15名の予約が入る状況でございました。これはもうそうしなければ、予約の患者さんをさばききれないという現実の問題もあったわけでございます。

このたび、新病院で診療を始めるに当たりましては、予約時間の枠を従前の1時間枠から、30分単位のコまめにすることに変更いたしました。原則といたしまして、30分枠に5名、あるいは6名で運用するというようにしております。診察を開始した早々の8

時台から9時台のこの時間帯につきましては、おおむね順調に患者さんは流れておるといふふうに聞いております。が、だんだんと時間帯が遅くなるに従いまして、診察が終わる時間が、後ろへ、後ろへずれていく、そういう形になっているということも聞いております。

これは、旧病院当時と同じようにですね、診察の過程の中で、処置とか検査の必要のある方など、再度診察して入っていただく場合も結構ありまして、時間がかかる要因の1つとなっております。

また、新患、旧患、予約外の方につきましては、3診の担当医師に診察をしていただくということにしておりますけれども、どうしても特定の医師の診察を希望する方が結構多くて、そうなりますと、予約時間帯の患者さんの間へ入っていただく場合が出てきまして、結局、先ほど申し上げましたように、予約時間帯での診察が終了することが、だんだん難しくなってくる、そういう現状も出ております。

運用といたしまして、予約時間帯の患者さんを5名からですね、さらに3名に減らすということもありなんですけれども、そうになると、予約患者さんをさばききれないというジレンマがあります。

また、経営的な面では、収益ダウンにもつながってくるわけでありまして。根本的な解決策は4診とか5診制にするなどですね、診療体制を充実するということができないだろうと思っておりますけれども、こちらのほうは、医師の確保の問題もございましてですね、苦慮しているところでございます。

病院では、これらの対策の一環といたしまして、5月から電子カルテシステムを導入いたしました。5月1日以前に病院にかかっておりました患者さんの氏名、住所とか、年齢とか、こういった基本的なデータは新システムへ移行されておりますけれども、個々の詳しい情報につきましては、まだ累積記録をされていない状況でございまして、従前の紙カルテと併用する形で、現在運用しております。

5月以降、病院にかかられました患者さんにつきましては、新たな情報が、この電子カルテシステムへ記録蓄積をされていっておりますので、2回目、3回目と回数を重ねるに従いまして、より迅速な診療ができるようになってくると、そのように思っております。

まだ、導入してから1カ月余りでございまして、システムの操作にも不慣れなため、一定の時間がかかっておりますけれども、今後、

操作に慣れてきましたら、相当の時間短縮につながっていくんではないかと期待をしております。

特に、診察終了後の会計の待ち時間がですね、改善されるんではないかと思っております。導入効果が出てくるまでもう少し様子を見ていく必要があると思っております。

病院として、現在大変申しわけなく思っておりますのはですね、駐車場から新病院までの歩く距離が遠くなったこととございます。家族の送迎のある方でありますとか、タクシー御利用の方は、新病院の入り口前でですね乗り降りすることができますけれども、そうでない方は、駐車場から新病院までの相当の距離をですね、歩いておいでいただくということになります。このことは、新病院の玄関先の新しい駐車場ができれば、解決することとございますけれども、現在、既存棟の改修工事を行っている関係で、それができません。

この点、大変心苦しく思っておりましたところ、5月初旬でございますが、隣接する施設から、特に高齢者自身が運転される車、あるいはその高齢者を送迎する家族の方の車などにつきましては、施設の駐車場をどんどん使ってくださいと、大変ありがたいお話をいただいておりますので、現在、大いに利用させていただいておりますという状況でございます。

病院では、午前中、旧病院の玄関前と新病院の玄関前にですね、介添えの職員を配置をいたしまして、新病院の案内でありますとか高齢者で歩行困難な方につきましては、車いすで新病院の受付窓口までお連れするお世話もさせていただいております。

また、新病院入り口前の道路わきにカーポートを設置いたしまして、雨のときの乗り降り、あるいはタクシーなどの迎いの車を待つときにですね、御利用していただくことにいたしました。

まだまだ行き届かない点多々ございますが、患者さんを初め、病院利用の方々の御意見もお聞きしながら、少しでも使い勝手のいい病院となりますよう努めてまいりたいと思っております。

ようやく念願の新しい病院ができました。地域住民の皆様にご信頼される病院となりますよう、またより一層充実した患者サービスが提供できますよう、今後とも病院長以下、職員一同、一生懸命頑張っております。どうかよろしくごお願い申し上げます。以上でございます。

6 番（中村卓司君）

数々頑張っておられることは、御努力は、十分に伝わってきましたけれども、私が聞いたことを 11 項目申し上げます。

まず 1 つには、順番待ちのパネルっていうものがないというふうに思って聞いておりますけれども、それが無い。

それから先ほどお答えがいただいた、時間が、待ち時間が長い。診療時間が長い。清算の時間が長い。これはお答えがいただきましたけれども、4、5 人の先生が診ていただくようにすれば、その企業努力を、堀見さんも含めてですね、僕はやってほしいなあという思いがございます。

それから駐車場から遠い。それもありません。

それから看護師、先生の、対応の悪いやつ、悪い、悪いて言うたけど、悪い者がおるといふことも聞きます。

それから、時間外の患者さんへの気配りができてない人もおるそうでございます。時間内でも時間外でも、そういう方がおるようでございます。

それから、亡くなられたときの対応が非常に悪い。どうしてかわからない。どこの対応していいか、いわゆる警察の関係もございません。

それから、子供さんのいる患者さんの対応が、非常に、心暖かいところがない。

それから、手術、重病人のときの家族が、待合におるわけですが、その対応、居場所がない。

それから、緊急、いわゆる救急車にする対応が、十分に行われてるか、それも問題。

それから J S への対応がうまくいっているか、なれてないのでちょっと難しいところもあるかもわかりませんが、それがちょっと、さっさとできてない先生もいるんじゃないかというようなことも聞いております。

こんなことがありますけれども、お答えをいただいたのは 3 つぐらいですけれども、そのほかもですね、早口にしゃべりましたんで書き写しができなかつたかもわかりませんが、答えがいただける分が、これについてはこんなことをしています、ということがあれば、聞かせていただきたいと思います。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 47 分

再開 午後 2 時 52 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えをいたします。1 番の、電光掲示板へパネルで表示する設備はないかという話で、現在、設備しておりません。いろいろ議論が、建築設計の段階でございましたけれども、最終的には、さしつかえないだろうということで、つくっておりません。

それから、待ち時間の問題につきましては、先ほど、私の答弁でお話ししましたとおり、最終的には医師の確保対策がポイントになってまいりますけれども、なお、現在の体制の中で、できる範囲のことを精いっぱいやっていきたいし、医師の確保につきましても頑張りたいと思います。

それから、駐車場の関係でございますが、大変遠くなって申しわけございません。これ、実は、隣の佐川会館、創価学会さんのほうからお申し出いただきまして、旧の玄関前と、それから現在の新館の入り口前に待機していただいている介添えの方にはですね、お勧めしていただきたいということで、順次、PR をさせていただいておりますので、追っつけ全員に知れ渡るのではないかなと思ってます。なお、紙へ書いてお知らせするなどをしてですね、徹底してまいりたいと思ってます。特に、足の悪い方につきましては、大変申しわけないと思っております。

それから、時間内外の気配りが十分でないというお話もありました。大変申しわけございません。病院のほうではですね、これは接遇という問題も入ってまいりますけれども、毎年 2 回、22 年度からやってまいりました。専門の講師をお呼びして研修をやってまいりましたが、昨年度は、2 回実施をいたしました。引き続きまして、医師も含めた、この接遇研修、患者さんへの対応をしっかりやってまいりたいと思います。

それから、宿直の人についての指導のほう、現在 3 名の方に交代制で勤務を、夜間してもらっておりますが、先ほど来の接遇のこと

も含めて、あるいは、その死亡のときにおける対応も含めましてですね、指導をしてまいりたいと思ってます。十分でない点があったかと思えます。

それから、亡くなられた方への対応。職員の態度といたしますか、そんな面でも評判を落とすことになったらいけませんので、十分気をつけてまいりたいと思えます。

子供さんへの受け入れの施設的な、コーナー的なもの、何か、今の施設の中で検討できるものはないかどうか、これも検討してまいりたいと思えます。毎週、建築士、施工会社を入れまして定例会を開催しております、その中で、工事の進め方等を議論しております。具体的な作業、手順等を打ち合わせております。現在やっておりますのは、改修棟の関係なんですけれども、できました新築病院につきましても、中身のそういった問題、いろいろ提案してですね、是正すべきは是正してまいりたいと思えます。

警察との連絡、その他、また、おろおろしてないかというなお話しございましたけれども、そういったことはないと思っておりますけれども、なお、周知徹底、十分対応できるように指導してまいりたいと思えます。

大体、こんなようなことでもございましたでしょうか。ほかに答弁漏れはありますか。

電子カルテの対応、ほんとに5月から入ったばかりでございまして、実は、初めてさわられる先生もおいでです。大学の先生方は、大学で、結構、機種は違いますけれども、操作されてますし、よその大学から来られた研修医の先生なんかは結構やられてますんで、うちの病院のシステムはこうなってますよという簡単なガイドで、す、す、すーっところ入っていくことができますけれども、開業医の先生とか経験のない先生につきましても、ちょっと苦戦をされるようでもございますので、介添えをつけまして、早くなれてもらうような取り組みをしてまいりたいと思えます。

6 番（中村卓司君）

ありがとうございます。私、思いつくままに申し上げたんですけど、まだほかにですね、問題というか改善していただきたい事項もあるかもわかりませんが、私の情報を入れた感じでは、こんな感じでもございますけど、要は、最初も申し上げましたけれども、せっかく新しい病院になるんで、個人的には名前も変えたらええわと思っ

てますけれども、それは、そこまではできませんけれど、せっかく新しゅうなるんで、新しゅうなったら、ここまでやってくれるかというふうになってほしいんです。

患者さんも増えるし、それで、病院の経営も安定していくというふうにつながらないと、何をしてるかわからないということもございませし、医療というものは、お金と比べるものではございませんけれども、たくさんのお金をつぎ込みましたんで、よい方向にいったほしいと思っていますので、ぜひですね、努力をしていただきたい。

それから、町長にもお願いをしておきたいんですけど、多分、病院の先生の中で、もしも医療の関係をね、大変、その人事が、医局になりますと厳しいんですけど、例えば、町長の努力が、手の届く範囲、例えば、堀見先生が、何とかあそこで診療ができるような、中身で、いろいろ難しいことがありますけれども、町長の力でそれができればという方法もありますし、それから沢田先生も、時間、ちょっと間あいた時間がありますよね。見てみますと、あのスケジュールを見たら。それから川田先生も、空いた時間がありますよね。それから、藤井先生、今、来ゆうかもわかりませんけれども、あの先生も、あいた時間が多分あるんですよ。だから、そういう人を、ほんとに病病連携をするやったら、その部分も抱き合わせをしてよね、ここの4人、5人体制、5人までいかなくても、4.5人ぐらいになっていったら、患者さんが待つ時間が少なくなるっていうことがありますんで、町長のほうからも、そういういわゆるソフト面といいますかね、そういう手を足らしていただいたらええし、病院のほうも町長を頼って、こうやってみてくれや、みたいなこともあるんじゃないかと私は思うんです。

で、自分たちだけで抱え込んでも、別の、いくつも持ちちゅう手を足らして、できることが今までの課題の中にもできやせんろうかと思うし、それから、恐らく和田先生、事務長ももちろん言わないかんけども、和田先生が、立場上は、このことについて、全部、本来ならね解決をせないかん。それからそのスタッフに対する指導、いう部分もせないかんところもありますけど、そのへんを十分にコミュニケーションをとる、それから、まあこれは、もうこちらの問題ですけど、例えば、病院運営委員会ですか、委員長は藤原健祐さんがやってますけども、そこなんかも含めて、そういう問題をみんな

なで話し合うてやれるとかですね、課題を持って取り組んでいただければ、新しいせっかくの病院が、さらによくなくなるのではないかと思いますけども、町長、いかがですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えをさせていただきます。病院のことにつきましては、今、事務長と議論ございまして、私も、あそこへ、新しい病院になってから、何回か伺います。やっぱり、一つは、ようになったね、と。待合室も広うなった。廊下も広うなった。非常に気持ちが悪ええという声と待ち時間が長い。そして玄関までが遠い。こういう苦情は当然聞こえてまいります。

この駐車場云々、それから入り口まで長い、というのは、やっぱりこれはもう、今、工事中ですから、今しばらく御辛抱願いたいというお話しをさせていただきます。

そうした中で、今、だんだんと議論ございまして、待ち時間につきましても、それから診療の中身につきましても、やはり、私ずーっと今まで、感じてきたのが医師不足ということが大きな大きな、やっぱりこの地方のいわゆる中核病院とはいえ、離れた、そういう田舎というか、山間部の医師の確保はいまだに非常に難しいという状況が続いております。

そうした中で、堀見前医療センターの院長さんには、いろいろ、そんなことも含めて、ぜひ医師確保も、今までの堀見医師のキャリアで何とか、時間かけて医師の確保にもお願いをしたい。そして、先ほど来話がありますように、高北病院の診療と連携ができないかということも、いろいろ模索をしながら現在に至っております。

ただ、中村議員も御承知のとおり、この医師の世界というのは、非常に厳しいもんがございまして、なかなか我々の考えるような、融合ができにくいということもございまして。今、沢田先生あるいは川田先生たちの民間の病院の話もございましたけども、これはまた病院との、経営との関係もございまして、思いは、私もそういうに思い、持っております。だけど具体的に、これをどういうにしてええかというのは、なかなか私も切り出しにくいのが実情でございますけども、堀見院長等含めて、将来に向けて、何とかやっぱりそういうお助け願いたい、あるいはまた、県の医療確保の担当とも含めて、今、悩みも解決していかなければならないと、それには私も最大の努力はしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（永田耕朗君）

残り 1 分です。

6 番（中村卓司君）

ぜひ、努力を惜しまないようにしてほしいと思いますし、随分前に、自分が申し上げたときに、奨学金を出して、高北病院のお医者さんを養成せえと言うたことに、当時は渡辺事務長やったと思いますが、そういうことを言いましたけど、それは却下されたんですけど、今考えたら、それをやっとなら、1人、2人は、この病院に来てましたね。

だから、後で後悔をするというよりも、やれることをやっておけば、それなりにいくんではないかと思えますし、今からでも遅くないんで、自治病院に行かずに奨励金を佐川町から出して、卒業させて、10年以上はおこなさいよ、っていうことになればですね、何らかの解決法にもなったんではないかと思えます。十分に理解はできていませんけれども、あらゆる方法をとってほしいという思いでございます。

以上にて、この場の質問を終わります。少し血圧が上がり気味におしゃべりをしまして申しわけございませんでしたが、お互いに熱い思いで佐川町をよくしたい気持ちでございますので、御理解のほどをよろしくお願いします。本日はありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、6番中村卓司君の一般質問を終わります。

10 分間休憩します。

休憩 午後 3 時 5 分

再開 午後 3 時 16 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き 2 番片岡勝一君の発言を許します。登壇を求めます。

2 番（片岡勝一君）

議席番号 2 番、通告順 4 番です。片岡です。よろしくお願いたします。早速 3 問ほど質問いたします。

佐川町永野の古用地マルナカから南方向 2 カ所に、通れないところがあります。整備できないか、との質問でございます。

この質問は、昨年6月に質問しましたが、それ以前のことからですが、なぜ、こんなところに、こんな通れないところがあるのか、何とかならなかったかと思いながら、回り道して通っておったところですが、何とかしてほしいという私の友人も言うてくれまして、それで質問したわけですが。この道は合わせて50メートルぐらいではありましたが、基盤整備した当時と聞いておりますが、飛び地で2カ所通行できなくて、迂回して通行している状態なので、それが開通すれば、生活道そして通学路と車道も一緒になっていたが、車は近道ができて、山手の通学路が、より安全に通れるわけがあります。

当地を、私が、巻き尺で計測しておりますと、その土地に隣接しているという人が来て、「なにをしているかよ」と聞かれました。私は、「実は、私の友人が、いまだに通行できないこの道を整備して、通行できるようにならないかと相談があり要望しようと思っはかっているのだ」と答えました。

それはよいことだと言って、説明もしてくれましたよ。当時、地権者の理解が得られなくて、工事が中止された原因は、道として買い上げして、寸断されて、耕作ができない土地が道路外に数坪、今で言う数平方メートルと言いますが、「残っておるので買い上げしてほしい」「それはできない」というふうなやり取りがあったとあり、中止して現在に至っていると話しておりました。

そこで、私の、たった70年間の乏しい経験ですが、46年も前のことですが、どういうわけか鮮明に覚えております。名神高速道路の静岡県足柄山の麓で、山北町というところ、出稼ぎにトンネル工事にかかわった経験があります。掘削現場から出た土砂を埋め立てているところがありまして、1軒だけ立ち退きをしない家がありまして、360度家の周りを家の高さ以上に土砂を盛り上げて、まるですり鉢の底のようになって残っていたのを覚えております。

そして別件ですが、近くの例は、いの町ですが、一部のみ道路が狭くなり大型車が入らなくて、小型車に乗りかえて通行しているところがあります。そこは、強制執行などが行われましたが、しかし、迂回路があるということで、そのままに、いまだなっております。

永野の道もそれに当てはまるようだと思いますが、農業者は特に、先祖伝来の土地は、自分で守らなければならないという強い執着心があります。それで、今まで農業が続いてきたわけですが、

その人たちをいこじにさせないように、頼む側も、この場合は買い手となりますが、地権者の心情も考えての言動があれば、解決できたのではないかと思います。

参考になればと思い、もう1件だけ経験を申し上げますと、春野町で仕事したときに、道路工事で、寸断されました道路反対側の買い残りである数平方メートルの土地に、小さなほこらを建てて、その中に、筆で、どうしてこうなったか理由を書き、地権者の名前を記入して、わずかなさい銭を入れてあったことを見たことがあります。それを売り主の地権者が建てたか、買い主が建てたかは定かではありませんが、そのようなことを話し合うとか、例外として数平方メートルでも役場なり買い主が町有地として管理するなど、方法はあったのではないかと思います。

もとに戻りますが、この件に関し、昨年質問した答弁は、「県外にいる地権者と交渉中で、用地売却の意思もあり、今後事業化するよう努力する」と答弁でしたが、永野自治会長全員からも要望書が届いていると聞いていたが、その後の経緯の説明と、具体的な完了予定などは、いつになるか質問いたします。それで、関係者の答弁を願います。

産業建設課長（渡辺公平君）

永野古用地の不通箇所、これについての御質問でございますが、先の定例会でも氏原議員のほうから御質問いただいた件でございます。

この路線、町道上郷楠谷線ですが、御案内のとおり路線の2カ所が未施工と、状態となっております。議員おっしゃられましたとおり、永野地区、全自治会町から要望もあり、改良予定、進めておるところであります。

ただ、用地の取得ということが必要となってまいりますので、本年度は、もう既に、県外においでになる地権者の方とも何度もお会いし、協議をさせていただき、お話しさせていただいた結果、本年度は、事業用用地の鑑定業務、用地測量を行い、来年度に工事を行っていきたいというふうに考えてございます。ちょっと休憩構いませんか。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 3 時 23 分

再開 午後 3 時 26 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設課長（渡辺公平君）

この道路につきましては、なかなか進まなかった経過がございますが、地権者の方も前向きに、非常に積極的に地域の道路事情の改善に思っていていただいております。本年度に、事業用地の鑑定業務、用地測量というものを行い、来年度には工事に着手したいというふうに考えてございますので、どうぞよろしく願いたします。

2 番（片岡勝一君）

それでは、来年度ということは 4 月からと、工事に着手するということですね。

産業建設課長（渡辺公平君）

来年度いいましても、用地測量までやって、来年度、用地買収をやって、それから設計、入札等になりますので、来年度中を考えてございます。

来年 4 月になったら、すぐにやれるとかいうようなものは、ないと思います。その点、御理解のほど、よろしく願いたします。

2 番（片岡勝一君）

わかりました。私も、聞かなかつたから悪かつたのかもしれません。もうちょっと、いつまでもいつまでも、この議会済んでからでも聞いたらよかつたとは思いますが、そのいきさつを聞きたくて質問したわけですが、よくわかりました。

それでは、次の質問にまいります。

今度から言うときには、もう「ふるようち」と言いますので、もう言わんかもしれません。

それでは、かいな小富士団地の町有地について、ですが。これも皆さんが心配しておることではございますが、町有地財産の現地視察に何度も行ったところですが、何とかしなくては、と思いの質問でございます。

かいな小富士団地の町有地は、約 41 区画だと思いますが、それで 23 軒の人たちに、主に好きな土地を選んでもらって、家屋を建てたようですが、南面道路で日当たりのよい段差の少ない擁護壁の

低くて、宅地となりやすいほうを選んだと思いますが、全部ではないが、その逆のところが残っている状態の場所があります。

それは、道路面より少し高いところであって、したがって、擁護壁も高くなり、その上にブロックを積み、または植栽などをしなければならない。それはそれなりに利点もありますというのは、のぞき見もしにくいし、排水もえい。側溝から水があふれて、被害もない。しかしながら、家を建てるには、少し高い。外壁工事が必要となるために、単価が上がる。したがって、買い控えをすることにもなります。

現在売れていない空き地の現状は、道路面より高い土地から土砂が流れ出て、側溝の中に入り、その中で草が生えているようなところがございませぬ。境界は、側溝ぶたの横に、脇にびょうが打ってありまして、そして向こうに一直線でありますよという境界がありますが、それを、その境界をもとにして、ブロックを積む土台のコンクリートを入れると。高いところでも擁護壁は1メートルぐらいであります。資金のこともありますので、年間2カ所ぐらいでも整備していったら、9年間で仕上がり、土砂の流出もなくなります。

それから菜園また花畑に借り入れて植栽したいという人もあらわれるかもしれませんが、空き地はまだ、子供の遊び場にもなると、そのように私は思います。高い地盤と同高に擁護壁をつくり、ブロックの土台をそれにつくると。内側に生け垣をつくる方法もありますが、宅地の分譲の常識としては、購入した上段の人が下から基礎づくりをするのが当たり前ではございませぬが、例外として、所有者が施工する。値引きをして先に購入した人から苦情の出るようなことをいうような大安売りなどをしなくても、地価が下落した分外周の工事を上乘せして売却すれば、値引きをしたという結果にはならないと思います。現状のままでは、いつまでたっても前に進まないで、積極的に整備すると、必ず顧客があらわれると私は信じています。

関連して言いますと、それはこの土地の雑草処理のために、除草剤を使用することを依頼していたと聞いておりましたが、それには私は反対でございませぬ。

理由は、人体に無害とはいっても、無差別に全部の植物を枯死させると、土が水とともに流出することになります。場所は言いませんが、文旦の手入れと収穫をしたことがありますが、石垣と土岸の

除草剤散布した場所は全ての植物が根元まで枯死しております。石垣が崩れて、土と石が露出、畑の中を通過しまして、そして谷へ流れ込んでおります。そのようなところが数カ所もあった場所がありました。

それと同じことが、本町内でも大なり小なり起きています。それを規制することはできないと思いますが、薬剤使用には場所を選んで、使用する必要があると思います。地面を露出すると土砂が流れるので、草刈りを頼めば作業ができる人たちは、佐川町の駅前にもいるはずですので、夏場は何回も刈ってもらい、回数が多くなるほど、草丈が低くなります。雑草も芝生化されてきます。

そうすると、子供たちの遊び場にもなるし、夏場は地面が太陽の輻射熱で熱くもなく、風が吹いても土煙も立つこともなく、お日様の洗濯物が汚れることもなく、また草刈りをする人が仕事があったと言うて喜ぶ、私がこうやっただけで一石五鳥ということになりますけど、そうはならんかもしれませんが。

暮らすのみでなく時々草刈りをしないと、冬場には、何かの拍子に出火すると近所の家が焼失することになりかねないので、雑草の成長が止まるまでには、草刈りを終了するように契約などをして処理する必要があると思います。

経験から話しておりますが、どこからくるのか、天然芝も生え、コケも生えてきます。毎年少しずつ資金を出して区画整理するように取り組めば、宅地が完売できると、私は考えますが、この質問に対して、どのように考えているか、関係者の答弁を願います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。かいな小富士団地の町有住宅につきましては、今まで議会の場で何度か、また、本年度の3月議会でも御質問がありました。そこで、現在は、区画面積の大きい土地の区画の見直しや、それから価格の見直し等を含めてです、土地鑑定士にも相談をしながら、今現在その面においては検討中であります。

また、片岡議員がおっしゃられた、いわゆる土羽部分に擁壁を設置して、購入者が、いわゆる造成工事をする必要のない工法や、現在検討中の区画を小さくする方法等につきましては、なお、建設費がまた必要ともなってきましたので、財政面等も含めて勘案しながら、販売促進対策の1案として検討したいと思っております。

それからまた、草刈りの御提案についても同様に検討さしていた

だきたいと思います。いずれにせよ、専門家の方々の見解や意見等も参考にしまして、また議員各位の御理解も得ながら、販売促進に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2 番（片岡勝一君）

この質問も、何回も見に行ったけども、余り進展がないもので、どうしても一言言わせてもらわないと私も気になりまして、それで言わせていただきましたが。価格の見直し、そしてどうしてもその値下げをすると都合が悪いと私も言いましたけど、やっぱりいろいろな見直しとか、擁壁とか、それで財政面ではちょっとずつやいなさい、2カ所ずつでもということ提案させていただきましたが、この提案で少しでも、毎年少しずつでも売却できたらありがたいと思って、そのように質問したわけです。

簡単ですが、この質問は、これで終わります。

3 問目にいきます。

太陽光発電についての質問ですが、前にも言いました。本町には小水力発電もない、ほかの町のように風力発電もない、と質問しました。節電もするべきだと質問した経緯がございます。

本町 2 階、3 階の屋上全面にパネルを設置できないか、積極的に取り組むべきだと質問を行いました。答弁は、本庁舎はもちろん、公共施設に取り組むと回答があり、病院の屋上も検討中と聞いております。

その後 1 年経過、養豚団地の鷹ノ巣養豚団地跡地の鷹ノ巣と西佐川駅東の町有地にメガソーラーを設置することになり、放棄地の有効利用と言ってきましたので、好ましい大変よい結果だと思っているうちの、私は 1 人でございます。

それはよしとしても、本庁舎の屋上に太陽パネルの設置について、その後どのようになっているのか構造上、荷重をかけるわけにはいかないのか、必要ないと判断しているのか、資金の問題なのか、また議論の途中であるのか、その後、当方も聞かなかったので言わなかったのかとの質問ですが。

もう 1 つは、庁舎内の LED ライトについてですが、我が家でも、節電で、白熱灯のフィラメントが切れたのをきっかけに、これから取りかえていくために 1 灯だけ LED に取りかえてみました。

電気店で聞くところによりますと、白熱灯の 60 ワット型は LED ならば、10.6 ワットの電気消費量なのに 6 分の 1 となるそうです。

LEDは寿命も長いし、発電量も低く、今までの発熱量が低くて、今までのようにワット数であらわすではなく、ルーメンという光のあらわし方で言われており、電気消費量をワットと比較して言うならば、例えば、1,000ルーメンは60ワット型に相当するというようで、価格は、メーカーにより大変な誤差がありますが、普及していくごとに安価になっているようです。

電灯1灯でさえ、6分の1の消費量電力となりますので、初期費用はかかりますが、庁舎内だけでもLEDにすれば、相当の節電になります。この時勢に沿って節電をしていく必要があると判断し、太陽光発電にあわせて質問いたしますが、答弁のほどお願いいたします。

総務課長（岡林護君）

前回、御質問をいただきまして、町役場屋上に太陽光パネル設置についての御質問いただいたわけですが、その折に、庁舎屋上に太陽光パネル設置が可能かどうか、また有利な補助金等の活用も視野に入れて、町財政の負担も余りかからないように検討していくというような回答をさしていただいております。

その後のことですが、この太陽光発電システムにつきましては、この佐川町地域新エネルギービジョンの中に、町公共施設に太陽光発電システムを順次設置していくことを位置づけています。が、例えば、役場庁舎でありますと、屋上スペースに太陽光発電システムを設置することが、仮に可能であったとしても、そのことにより屋上を他の用途に利用することができなくなったりとか、それからまた、大災害時に屋上も避難場所に使うことがあるかもしれませんし、そうしたことも多角的に考えて、判断しなければならないと思っておりますので、もう少し検討の時間をいただきたいと考えております。先ほどおっしゃったように、議論の途中というふうに御理解いただいたらと思います。

それから、ただ、いずれにしましても、先ほど、ビジョンの中に位置づけているように、太陽光発電のような新エネルギーは時代の流れでもありますので、町の公共施設については、その流れに沿った方向で進めていきたいと思っております。

それから、LED化のことですが、役場庁舎の電灯のLED化につきましては、平成24年度に役場本庁の会議室を除く主要部分の電灯をLEDに交換する取りかえ工事を実施しております。ただ、

電灯のみの試算はしていませんけど、以前の電灯と比べて、電気料金が月平均約3万円ほど安くなっている状況にあります。

また、以前の蛍光灯にくらべ、4倍から6倍の長寿命で交換の手間及びコストの削減となっている。また発熱量も少なく、冷房費の削減、またCO₂の削減にもつながるといって考えております。なお、今後の出先機関等のLED化につきましては、先ほど申し上げましたように、メリット面も大きいことから、順次LED化を進めていきたいと考えています。

ただ、大きな事業費も伴いますので、本年度のように多額の予算を必要とします本庁の木質ペレット空調設備工事のような事業がある年度は、並行して行うことは難しくなってくるかと思っておりますので、そうしたことも鑑みながらLED化を進めていきたいと考えております。

2番（片岡勝一君）

太陽光発電も、庁舎も補助金を活用して順次、設置していくという答弁をいただきました。2、3階も、多角的に考えて、屋上を利用しなければならないから、まだまだちょっとかかるという答弁をいただいたと思いますが。それと、太陽光時代には、流れでしていかなければならないと。LEDも3万円ほど電気代が安くなっているということらしいですが、今後ますます、その節電のこととかは検討していただいて、進めていただきたいと思っております。

私は、大体はそういうところへの、これで終わりますが、全て検討をしていただけるようですので、満足しております。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、2番片岡勝一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を、11日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後 3 時 45 分

